

【表紙】**【提出書類】** 有価証券届出書**【提出先】** 関東財務局長殿**【提出日】** 平成22年6月23日提出**【発行者名】** トヨタアセットマネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 生田 卓史**【本店の所在の場所】** 東京都港区海岸一丁目11番1号**【事務連絡者氏名】** 中越 正喜**【電話番号】** 03 - 5776 - 4751**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**

トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】

5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

(名称) トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店

(所在地) 愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド（以下、「ファンド」といいます。）

ファンドは「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述「（12）その他 取得申込者の制限について」をご参照ください。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権です。

当ファンドは格付けを取得しておりません。

なお、ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けております。

受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、本書において「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を本書において「振替受益権」といいます。）。委託会社であるトヨタアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額 とします。

収益分配金の再投資は、原則として各計算期間終了日（決算日）の販売基準価額をもって行います。

「販売基準価額」とは、「基準価額」に追加設定時信託財産留保額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.1%）を加えた価額です。「基準価額」とは純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

* 「信託財産留保額」とは、継続申込期間における買付けまたは信託期間終了前の解約に際し、取得申込者または解約者にご負担いただいて投資信託財産に繰入れる金額のことをいいます。追加設定または解約に対応して投資信託財産で有価証券等の取引を行う場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを負うこととなります。信託財産留保額は、こうしたコストの負担について、ファンドを継続して保有される受益者との公平性を図る目的で導入されています。当ファンドにおいては、継続申込期間における買付けの際に、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.1%を「追加設定時信託財産留保額」として、また、信託期間終了前の解約の際に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.1%を「解約時信託財産留保額」としてご負担いただきます。

販売基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

また、基準価額、販売基準価額は、販売会社にお問い合わせいただけるほか、下記委託会社の照会先に問い合わせることができます。

照会先（委託会社）の名称	電話番号	ホームページアドレス
トヨタアセットマネジメント株式会社	03-5776-4760	http://www.tamco.co.jp/

受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：平成22年6月24日から平成23年6月22日まで

（継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

販売会社にて申込みを取り扱います。

申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）は、前掲「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社の照会先にお問い合わせください。なお、確定拠出年金法に基づいた取得申込を取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みいただいた販売会社にお支払いください。販売会社は、前掲「（4）発行（売出）価格」に記載の照会先に問い合わせることができます。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

・取得申込者の制限について

ファンドの取得申込者は、原則として、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等に限るものとします。

なお、上記にかかわらず、ファンド設定、維持のため委託会社もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合があります。

・振替受益権の取扱いについて

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、投資信託振替制度に基づき、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。なお、当ファンドの収益分配金については、税金を差し引いた後再投資されます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理する制度です。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的	当ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。 当ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）（注）に連動する投資成果を目標として運用を行います。 なお、実質的な運用は、マザーファンドで行いません。 （注）シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した円ベースの債券インデックスです。
信託金の限度額	5兆円
基本的性格 （商品分類）	追加型投信 / 海外 / 債券 / インデックス型

投資信託協会では、投資者・受益者が公募投資信託を購入する等の商品選択の利用に資するために、わかりやすく商品を分類いたしました。目論見書表紙には「商品分類」を、本文には「属性区分」を記載いたします。

当ファンドは、商品分類では、〔追加型投信 / 海外 / 債券 / インデックス型〕に属しており、目論見書表紙に記載されます。

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外 / 債券」とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に、海外の債券とする旨の記載があるものをいいます。

「インデックス型」とは目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	特殊型
追加型投信	内外	その他資産 （ ） 資産複合	ETF	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

また、当ファンドの属性区分では〔その他資産（投資信託証券（債券））・年1回決算・グローバル（日本を除く）・ファミリーファンド・為替ヘッジなし・その他の指数（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））〕に属しており、目論見書本文に記載されます。

属性区分における投資対象資産については、前記の商品分類の定義（収益の源泉）とは異なり、「資産そのものについての属性区分を記載するものとする」との考え方にに基づき記載されます。

従って、

「その他資産（投資信託証券）」とは、目論見書または投資信託約款において主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産である投資信託証券や親投資信託（マザーファンド）等に投資する旨の記載がある場合に当たります。

内書の（債券）は、「その他資産（投資信託証券）」の場合、組入れている投資信託証券が組入れている実質的投資対象資産を示し、前記の商品分類の定義（収益の源泉）がわかるように記載します。これにより、前記の商品分類表で記載される「債券」が、投資対象資産（収益の源泉）であることがわかります。

「年1回決算」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「グローバル（日本を除く）」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。合わせて（日本）を含むか除くかが明記されます。

「ファミリーファンド」とは、目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（マザーファンド）を投資対象として投資するものをいいます。

「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

「その他の指数（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」とはインデックスファンドにおける対象インデックスを示します。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式		グローバル (日本を除く)				
一般 大型株 中小型株	年1回	日本				ブル・ベア型
		北米			日経225	
債券			ファミリーファンド	あり ()		条件付運用型
一般	年2回	欧州				
公債	年4回	アジア				
社債	年8回	オセアニア			その他の指数 (シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース))	ロング・ショート型/ 純利権益追求型
その他債券 クレジット属性 ()	(隔月)					
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
		アフリカ			その他 ()	その他 ()
その他資産 (投資信託証券(債券))	日々					
資産総合 ()	その他 ()	中近東 (中東)				
資産配分固定型		エマージング				
資産配分変異型						

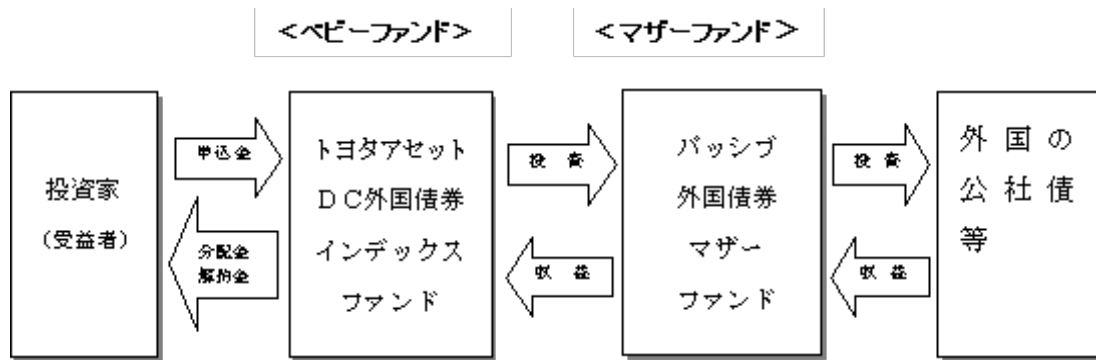
(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、当ファンド以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

<運用形態>

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行い、「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて外国の公社債への実質的投資を行います。なお、当ファンドで直接投資をすることがあります。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行なう仕組みです。



<ファンドの特色>

主として「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通して、外国の公社債への分散投資を行ない、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

- ・シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- ・ポートフォリオの見直しは適宜行ない、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近づくように調整を行ないます。

運用効率向上のため、ファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用は「パッシブ外国債券マザーファンド」を通じて行います。

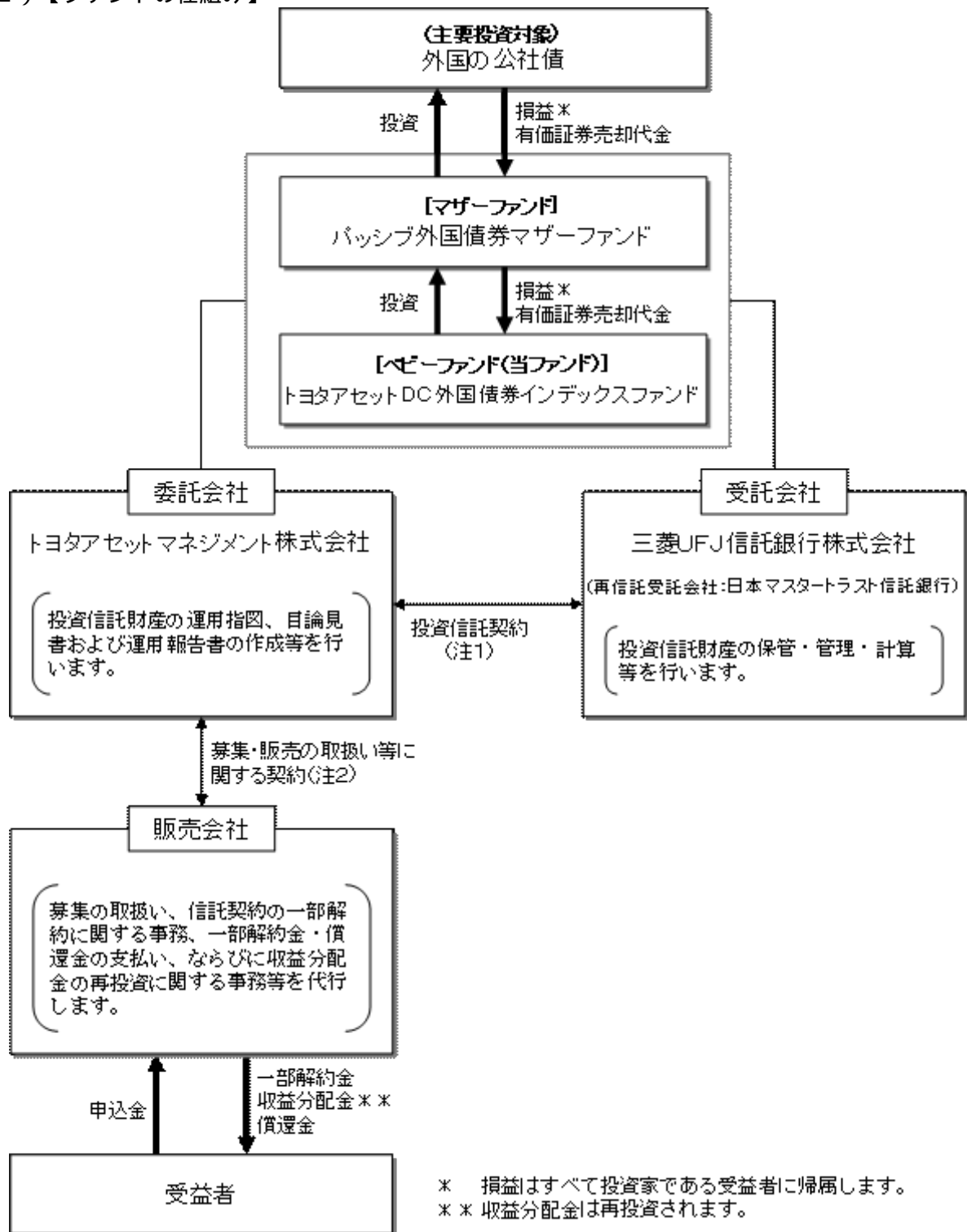
外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。

対象インデックス（ベンチマーク）との連動性を維持するため、債券先物取引等を利用することがあります。

- ・このため、公社債の実質投資総額と債券先物取引等の実質投資総額の合計額が純資産総額を超えることがあります。

なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】



〔委託会社と関係法人との契約の概要〕

- (注1) 投資信託を運営する業務を委託会社と受託会社の間で規定したもので、投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- (注2) 投資信託を販売する業務を委託会社と販売会社の間で規定したもので、販売会社が行なう募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。

〔委託会社の概況〕

名称 トヨタアセットマネジメント株式会社
 本店の所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号

資本金の額 600百万円（平成22年5月31日現在）

会社の主な沿革

平成2年2月 千代田火災投資顧問株式会社設立
 平成4年3月 投資一任業務の認可を取得
 平成11年9月 商号を千代田火災アセットマネジメント株式会社に変更
 平成11年12月 証券投資信託委託業務の認可を取得
 平成12年6月 商号をトヨタアセットマネジメント株式会社に変更
 平成13年2月 名古屋支店開設
 平成19年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業）の登録を受ける

大株主の状況（平成22年5月31日現在）

株主名	住所	保有株式数 （保有比率）
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市 西区牛島町6番1号	6,000株 （50%）
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区 恵比寿一丁目28番1号	6,000株 （50%）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針

この投資信託は、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

投資態度

1. 主として「パッシブ外国債券マザーファンド受益証券」への投資を通して、外国の公社債への分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。
2. シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用をめざします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。
4. ただし、対象インデックスとの連動性を維持するため、公社債の実質投資比率は信託財産の純資産総額を超えることがあります。
組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、パッシブ外国債券マザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当該ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率
5. なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

<パッシブ外国債券マザーファンドの投資方針の概要>

1. 運用の基本方針

この投資信託は、公社債等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

2. 投資態度

主として日本を除く世界主要国の公社債に分散投資を行ない、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。

ポートフォリオの見直しは適宜行ない、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近づくように調整を行ないます。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。

(2)【投資対象】

主要投資対象

パッシブ外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、投資状況によっては、パッシブ外国債券マザーファンドと同様の運用を直接行なうこともあります。

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り、）
3. 金銭債権（1.、2.および4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形

ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてトヨタアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるパッシブ外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。

なお、前記1.から4.までの証券ならびに7.の証券または証書のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。5.の証券ならびに7.の証券または証書のうち5.の証券の性質を有するものを以下「株式」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他運用指図を行なうことができる取引

イ．先物取引等

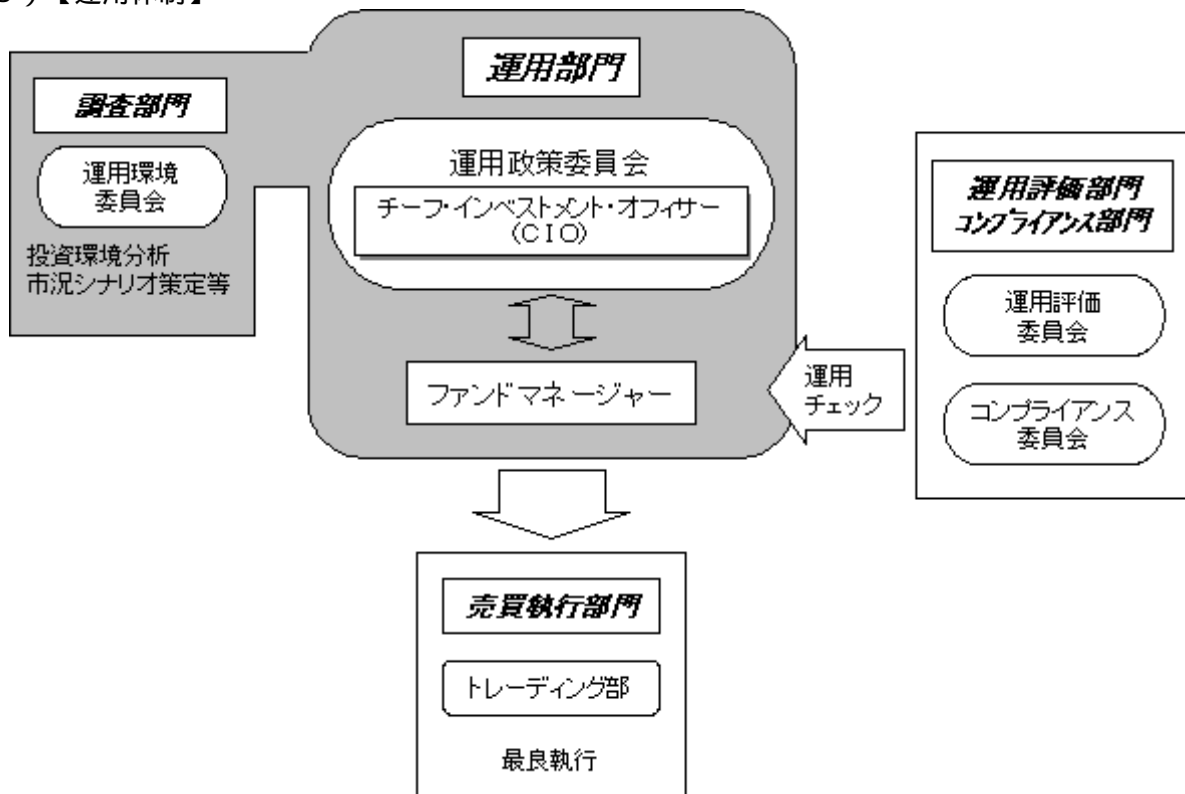
1. わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所にこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

* 本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
3. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ロ．スワップ取引
信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。
- ハ．金利先渡し取引および為替先渡し取引
信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図をすることができます。
- ニ．有価証券の貸付
信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。
- ホ．公社債の借入れ
信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
- ヘ．外国為替予約取引
信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ト．資金の借入れ
信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- チ．受託会社による資金の立替え
信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は、資金の立替えをすることができます。
信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(3) 【運用体制】



上記委員会名	構成人員	主な構成メンバー
	委員会の目的	
	対応事項	
運用環境委員会	10名程度	委員長：投資戦略部長 全常勤役員、チーフインベストメントオフィサー、運用部長、チーフファンドマネージャー他
	運用業務に関わる諸情報の分析・検討を行い、重要な変化があれば速やかに運用政策委員会に提言する。	
	投資環境分析、市況シナリオの作成に関する事項の協議 投資環境の変化等の検証・投資タイミング等の検討及び提言の協議等	
運用政策委員会	20名程度	委員長：チーフインベストメントオフィサー 全常勤役員、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、ファンドマネージャー、他
	運用の基本方針を確立する為、運用全般及び個別の資産に関する重要事項を検討、決定し、併せて運用計画の総合的検討を行う。	
	アセットアロケーションに関する事項の検討・決定 運用の基本方針および運用計画に関する事項の検討・決定等	

運用評価委員会	16名程度	委員長：クライアントサービス部担当役員
		全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、投資戦略部長、運用部長、コンプライアンス部長、クライアントサービス部長、他
	運用パフォーマンス及びリスクの分析を行い、運用部門に対する適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、透明度の高い適正な運用の実現に寄与する。	
運用実績（パフォーマンス及び要因分析）に関する事項の審査・検討 各資産のリスク状況及び運用リスク管理に関する事項の審査・検討等		
コンプライアンス委員会	12名程度	委員長：コンプライアンス部担当役員
		全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、コンプライアンス部長、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、他
	法令等の遵守状況のチェック、投資信託財産の運用に係る投資ガイドライン及び約款の遵守状況のモニタリングを行い、社内における適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、適正な運用と業務の健全性の確立に寄与する。	
法令、基準等の遵守状況に関する事項の報告・審議 約款及び投資ガイドライン遵守状況に関する報告・審議等		

【運用部門での流れ】

1. ファンドの具体的な運用計画を策定します。

ファンドマネージャーは、投資環境見通し等に基づき、ファンドの具体的な運用計画を策定します。



2. 運用政策委員会において運用計画を審議、承認します。



3. 運用の実行を指図します。

ファンドマネージャーは、運用計画に基づき、有価証券の売買等の運用の実行を指図します。



4. トレーディング部門は、売買の指図に基づき売買の執行を行ないます。

法令を遵守した売買執行の管理と、発注先選定・執行コスト管理などにより最良執行を行います。

委託会社による関係法人（除く販売会社）に対する管理体制

委託会社は、「受託会社」との間で、日々の純資産額照合・月次の勘定残高照合などを行なっております。

また、委託会社は、受託会社が行う受託業務について内部統制が有効に機能していることを確認するために、独立した監査法人が行った監査報告書を定期的に受け取っています。

* ファンドの運用体制等は平成22年5月25日現在であり、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年1回、原則として3月31日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の計理

イ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の再投資

イ．収益分配金は、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。当ファンドは分配金再投資専用ファンドです。

ロ．収益分配金の再投資は、原則として各計算期間終了日（決算日）の販売基準価額をもって行ないます。

ハ．一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定にかかわらず、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者へのお支払いを開始します。

（5）【投資制限】

〔約款に定める主な投資制限〕

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下、同じ。）

株式への投資制限

株式への投資は転換社債の転換、ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使による取得に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式の投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産

総額の10%以下とします。

スワップ取引の運用指図範囲

1. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
3. 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額は、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付

1. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ

公社債の借入れの場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

1. 信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するために行なう当該予約取引の指図については、この限りではありません。
2. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替予約の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代

金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

〔法令による投資制限〕

デリバティブ取引等の評価損の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことはできないものとします。

<パッシブ外国債券マザーファンドの投資制限の概要>

外貨建資産への投資に制限を設けません。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、外国為替予約取引、有価証券の貸付、公社債の借入は、約款の範囲で行うことができます。

3【投資リスク】

当ファンドは、主に日本を除く世界主要国の債券を実質的な投資対象としますので、金利上昇による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の信用状況の悪化や債務不履行等の影響により、基準価額が下落する場合があります。また、為替ヘッジは原則として行いませんので、実質的に投資している国の通貨が円に対して弱くなった場合等には当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、受益者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

為替変動リスク

原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。投資している国の通貨が円に対して弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

一般に公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体の信用力、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

公社債等の価値は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される局面となった場合には、当該商品の価値が下落（価値がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ大量の解約は、有価証券を市場で売却する結果、市場に大きなインパクトを与え、基準価額が大きく下落する要因になります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

カントリーリスク

投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化、通貨規制、資本規制などの要因により、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

資産規模に関わるリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

ファンドの資金流出入に伴うリスク

追加設定・一部解約によるファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならないことがあり、市況動向や市場の流動性等の状況によっては基準価額が影響を受ける可能性があります。

対象インデックスから乖離するリスク

ファンドの投資成果と対象インデックスの動きは正確に連動するものではなく、乖離が生じます。乖離の主な要因は、以下のとおりです。

1. 対象インデックスを構成する全銘柄を組入れない場合があることおよびインデックス構成比率と同ウエイトで保有することができないことによる影響
2. 信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 公社債の売買コスト、先物売買手数料等を負担することによる影響
4. 公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
5. 公社債または債券先物取引等の最低取引単位の影響
6. 追加設定および解約に対応した売買約定価格と対象インデックスの算出に利用する価格との差
7. 基準価額の算出にもちいる外国為替レートと、対象インデックス算出にもちいる外国為替レートの評価時点が異なることによる影響
8. 債券先物と対象インデックスの動きが連動しない場合の影響

その他留意点

1. ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、取得申込・解約の受付を行いません。
2. 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得申込および解約申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込および解約申込の受付を取り消す場合があります。
3. 当ファンドは、受益権口数が30億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。
4. 「パッシブ外国債券マザーファンド」に投資する他のベビーファンドによる追加の設定・一部解約に応じるために、マザーファンドにおいて有価証券等を大量に売買しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

*平成22年5月25日現在、当ファンド以外でパッシブ外国債券マザーファンドを主要投資対象とするファンドは以下の通りです。

「パッシブ外国債券ファンド<非課税適格機関投資家専用私募>」

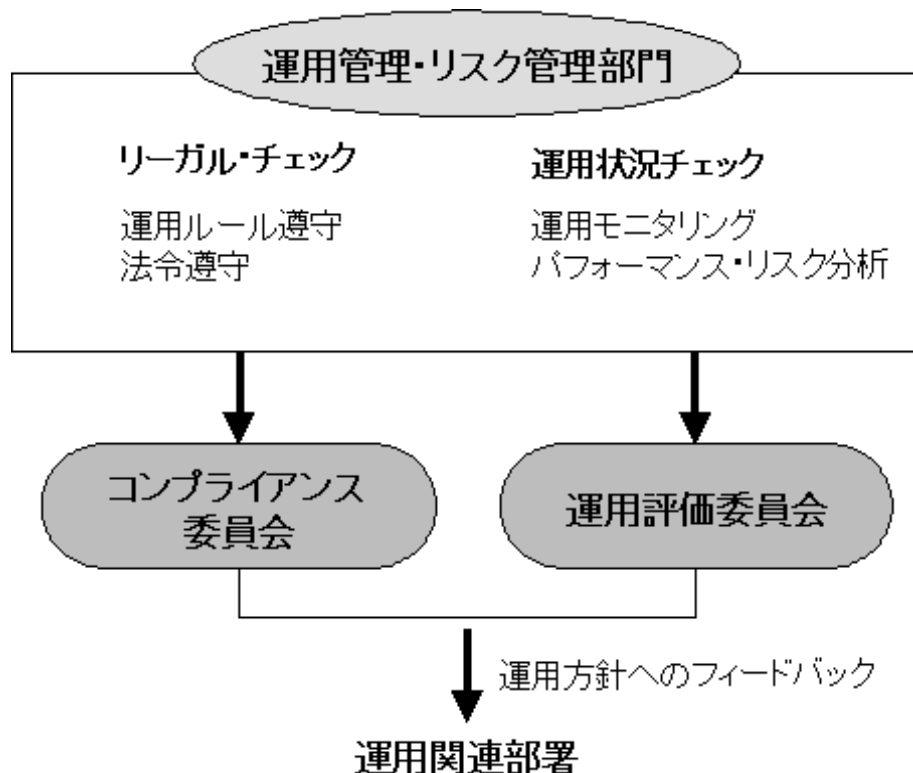
「トヨタアセット外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）」

「T Aスマート・インカムファンド（毎月分配型）」

なお、今後当該マザーファンドを主要投資対象とする他のファンドが設定される場合があります。

〔リスク管理体制〕

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



コンプライアンス委員会

運用に係る法令及び信託約款、投資ガイドライン等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果が運用関連部署へフィードバックされることで、ファンドの健全な運用に資することを目的とします。

運用評価委員会

運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与することを目的とします。

* リスク管理体制は平成22年5月25日現在であり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

なお、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が追加設定時信託財産留保額として加算されます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

なお、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が解約時信託財産留保額として差し引かれます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.2415%（税抜0.23%）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときにファンドから支払います。

税抜とは消費税および地方消費税に相当する金額を差引いたものです。（以下、本書にて同じ。）

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払いの時にファンドから支払います。

信託報酬の配分

委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は、以下の通りとします。

内訳			合計
委託会社	販売会社	受託会社	
年0.08505% （税抜0.081%）	年0.105% （税抜0.1%）	年0.05145% （税抜0.049%）	年0.2415% （税抜0.23%）

(4)【その他の手数料等】

監査報酬

ファンドの財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

受益者が負担するファンドの財務諸表の監査に要する費用については、ファンドの純資産総額に年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、ファンドから支払います。ファンドから支払った年間の監査報酬額が一定額に満たない場合（ファンドの規模が小さい場合等）かかる費用を委託会社が負担することができます。

純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625%（税抜0.0025%）とします。

信託事務等の諸費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

有価証券売買手数料等

ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用については、ファンドから支払います。

その他

資金借入れを行った場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払います。

* 、 、 については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。

ファンドにかかる手数料等の合計額については、保有期間、運用状況等により異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

（ご参考）

上記以外の受益者（法人）の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。
平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

税法又は確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

お申込みからご換金時または償還時までの間にご負担いただく費用と税金は次のとおりです。

申込時および換金時に直接ご負担いただく費用

時期	項目	費用
申込時	手数料	ありません。
	信託財産留保額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が追加設定時信託財産留保額として加算されます。
換金時 (解約請求時)	手数料	ありません。
	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が解約時信託財産留保額として差引かれます。

保有時にファンドで間接的にご負担いただく（ファンドが支払う）費用

時期	項目	費用
毎日	信託報酬率 (総額)	純資産総額に対して年率0.2415%（税抜0.23%）
	監査費用	純資産総額に対して..... 年率0.00525%（税抜0.005%） 純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625% （税抜0.0025%）

その他費用として、

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用については、ファンドから支払います。

資金借入れを行った場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払います。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。前記、〔課税上の取扱い〕の項をご参照ください。

税法又は確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は、平成22年5月10日現在の運用状況です。

なお、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	27,236,502,435	100.03
現金・預金・その他資産（負債控除後）		7,113,134	0.03
合計（純資産総額）		27,229,389,301	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	簿価（円）		評価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	パッシブ外国債券マザーファンド	15,137,276,961	1.8442	27,916,166,172	1.7993	27,236,502,435	100.03

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	27,236,502,435	100.03

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年5月10日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末におけるファンドの純資産総額、および1口当たりの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額 （単位：百万円）		1口当たりの純資産額 （単位：円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成14年4月1日 （当初設定日）	1	-	1.0000	-
平成15年3月31日 （第1計算期間末）	2,303	2,303	1.1505	1.1505
平成16年3月31日 （第2計算期間末）	5,837	5,837	1.1559	1.1559
平成17年3月31日 （第3計算期間末）	12,039	12,039	1.2690	1.2690
平成18年3月31日 （第4計算期間末）	17,883	17,883	1.3639	1.3639
平成19年4月2日 （第5計算期間末）	23,194	23,194	1.5043	1.5043

平成20年3月31日 (第6計算期間末)	26,189	26,189	1.5109	1.5109
平成21年3月31日 (第7計算期間末)	25,607	25,607	1.3801	1.3801
平成22年3月31日 (第8計算期間末)	27,881	27,881	1.3785	1.3785
平成21年5月末日	26,339	-	1.3908	-
6月末日	27,038	-	1.4128	-
7月末日	27,409	-	1.4112	-
8月末日	27,334	-	1.4014	-
9月末日	27,204	-	1.3872	-
10月末日	28,075	-	1.4164	-
11月末日	27,120	-	1.3698	-
12月末日	27,706	-	1.3954	-
平成22年1月末日	27,056	-	1.3485	-
2月末日	26,552	-	1.3291	-
3月末日	27,881	-	1.3785	-
4月末日	28,126	-	1.3860	-
平成22年5月10日（直近日）	27,229	-	1.3444	-

（注）当初設定日の1口当たりの純資産額は当初元本（1口当たり1円）として記載。純資産総額は単位未満を切り捨て、1口当たりの純資産額は小数第5位以下を四捨五入しています。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 平成14年4月1日～平成15年3月31日	0.0000円
第2期 平成15年4月1日～平成16年3月31日	0.0000円
第3期 平成16年4月1日～平成17年3月31日	0.0000円
第4期 平成17年4月1日～平成18年3月31日	0.0000円
第5期 平成18年4月1日～平成19年4月2日	0.0000円
第6期 平成19年4月3日～平成20年3月31日	0.0000円
第7期 平成20年4月1日～平成21年3月31日	0.0000円
第8期 平成21年4月1日～平成22年3月31日	0.0000円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 平成14年4月1日～平成15年3月31日	15.05%
第2期 平成15年4月1日～平成16年3月31日	0.47%
第3期 平成16年4月1日～平成17年3月31日	9.78%
第4期 平成17年4月1日～平成18年3月31日	7.48%
第5期 平成18年4月1日～平成19年4月2日	10.29%
第6期 平成19年4月3日～平成20年3月31日	0.44%
第7期 平成20年4月1日～平成21年3月31日	8.66%
第8期 平成21年4月1日～平成22年3月31日	0.12%

（注）収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100
ただし、第1期計算期間の収益率は、当初元本（1口 = 1円）を基準に算出。

（参考情報）

パッシブ外国債券マザーファンドの運用状況

（１）投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	399,458,955	0.87
	オーストリア	799,524,969	1.74
	ベルギー	1,268,114,190	2.76
	カナダ	1,329,787,499	2.89
	スイス	257,081,689	0.56
	ドイツ	5,360,543,495	11.67
	デンマーク	403,905,829	0.88
	スペイン	1,998,213,394	4.35
	フィンランド	252,589,964	0.55
	フランス	4,370,589,527	9.51
	イギリス	3,254,283,981	7.08
	アイルランド	408,535,423	0.89
	イタリア	4,683,491,887	10.19
	オランダ	1,154,516,342	2.51
	ノルウェー	161,984,272	0.35
	マレーシア	237,909,403	0.52
	ポーランド	390,495,503	0.85
	ポルトガル	424,463,708	0.92
	シンガポール	174,975,682	0.38
	スウェーデン	289,412,791	0.63
アメリカ	17,584,518,513	38.28	
現金・預金・その他資産 （負債控除後）		736,835,399	1.60
合計（純資産総額）		45,941,232,415	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄	利率 (%)	償還 年月日	通貨	額面金額 (単位： 各通貨)	簿価		評価		邦貨換算 評価額	投資 比率 (%)
								単価	簿価金額	単価	評価金額		
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.625	2020/02/15	米ドル	3,710,000	98.77	3,664,592.59	101.61	3,769,693.90	348,168,929	0.76
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.375	2019/11/15	米ドル	3,660,000	97.45	3,566,779.80	99.64	3,646,824.00	336,820,665	0.73
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625	2014/12/31	米ドル	2,770,000	101.64	2,815,428.00	102.39	2,836,203.00	261,951,709	0.57
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2016/11/15	米ドル	2,370,000	110.09	2,609,204.10	111.50	2,642,550.00	244,065,918	0.53
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375	2013/02/15	米ドル	2,600,000	99.98	2,599,584.00	100.33	2,608,528.00	240,923,646	0.52
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.625	2019/08/15	米ドル	2,540,000	99.75	2,533,650.00	101.80	2,585,618.40	238,807,715	0.52
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.000	2018/08/15	米ドル	2,420,000	103.89	2,514,138.00	105.83	2,561,037.60	236,537,433	0.51
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.375	2014/10/31	米ドル	2,390,000	100.78	2,408,665.90	101.47	2,425,085.20	223,980,869	0.49

9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.875	2012/02/15	米ドル	2,240,000	107.73	2,413,241.60	107.31	2,403,788.80	222,013,934	0.48
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.750	2013/04/15	米ドル	2,310,000	100.57	2,323,236.30	101.30	2,339,937.60	216,116,637	0.47
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2013/08/15	米ドル	2,140,000	108.90	2,330,588.40	109.09	2,334,590.20	215,622,751	0.47
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.375	2013/07/31	米ドル	2,150,000	105.87	2,276,312.50	106.14	2,282,010.00	210,766,444	0.46
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.000	2011/12/31	米ドル	2,260,000	100.34	2,267,751.80	100.47	2,270,576.80	209,710,473	0.46
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2015/08/15	米ドル	2,060,000	108.92	2,243,772.60	109.91	2,264,063.60	209,108,914	0.46
15	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	5.000	2012/07/04	ユーロ	1,610,000	108.82	1,752,040.10	109.41	1,761,549.30	208,902,131	0.45
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.375	2012/11/30	米ドル	2,060,000	105.75	2,178,450.00	105.80	2,179,397.60	201,289,162	0.44
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.375	2014/09/30	米ドル	2,090,000	100.90	2,108,935.40	101.58	2,122,980.20	196,078,451	0.43
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.125	2019/05/15	米ドル	2,160,000	96.15	2,076,969.60	98.19	2,120,839.20	195,880,709	0.43
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11.25	2015/02/15	米ドル	1,490,000	142.01	2,116,023.50	141.69	2,111,136.30	194,984,549	0.42
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375	2013/01/15	米ドル	2,090,000	100.06	2,091,295.80	100.41	2,098,485.40	193,816,112	0.42
21	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	4.250	2018/10/25	ユーロ	1,450,000	108.05	1,566,797.50	110.25	1,598,654.00	189,584,378	0.41
22	イギリス	国債証券	UK GILT	5.250	2012/06/07	ポンド	1,250,000	108.38	1,354,850.00	108.12	1,351,450.00	185,121,621	0.40
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.875	2011/04/30	米ドル	1,980,000	100.42	1,988,335.80	100.42	1,988,335.80	183,642,694	0.40
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2012/04/30	米ドル	1,840,000	107.53	1,978,570.40	107.23	1,973,105.60	182,236,033	0.40
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2039/05/15	米ドル	1,980,000	93.23	1,846,033.20	99.52	1,970,397.00	181,985,867	0.40
26	イタリア	国債証券	BTPS	6.500	2027/11/01	ユーロ	1,290,000	122.34	1,578,186.00	118.26	1,525,502.40	180,909,330	0.39
27	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	4.750	2034/07/04	ユーロ	1,260,000	113.73	1,433,014.50	119.77	1,509,102.00	178,964,406	0.39
28	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	3.000	2015/10/25	ユーロ	1,440,000	102.62	1,477,789.60	104.69	1,507,492.80	178,773,571	0.39
29	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	4.250	2018/07/04	ユーロ	1,340,000	109.76	1,470,803.20	112.45	1,506,776.40	178,688,613	0.39
30	イタリア	国債証券	BTPS	5.000	2012/02/01	ユーロ	1,430,000	106.75	1,526,653.70	104.41	1,493,091.60	177,065,733	0.39

(注1) 平成22年5月10日現在のわが国^がの対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別投資比率

資産の種類	投資比率 (%)
国債証券	98.40
合計	98.40

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1) お申込（買付）の手続きについて

取得申込者の制限	<ul style="list-style-type: none"> 取得の申込みを行なうことができる投資者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および連合会等に限るものとします。 上記にかかわらず、ファンド設定・維持のため委託会社もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合があります。
申込手続等	<ul style="list-style-type: none"> 取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行ないません。その際、取得申込者と販売会社との間で累積投資契約（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を締結していただきます。
販売会社	<ul style="list-style-type: none"> 販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）は、第一部「証券情報」の（４）「発行（売出）価格」に記載の委託会社の照会先にお問い合わせください。 <p>*なお、確定拠出年金法に基づいた取得申込を取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>
申込時期	<ul style="list-style-type: none"> 継続申込期間は、平成22年6月24日から平成23年6月22日までです。（継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。） 原則として、販売会社の毎営業日にお申込みいただけます。ただし、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日にあたる場合は、取得の申込みに応じないものとします。 原則として、午後3時までに受け付けたものを当日の受付分とします。「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続きが完了したものをいいます。
申込価額	<ul style="list-style-type: none"> 取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額（1万口当り）とします。「販売基準価額」とは、「基準価額」に追加設定時信託財産留保額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.1%）を加えた価額です。「基準価額」とは純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。 <p>*ファンドの当初設定時の元本は、1口あたり1円です。</p> <p>*収益分配金の再投資は、原則として計算期間終了日（決算日）の販売基準価額をもって行います。</p>
申込単位	<ul style="list-style-type: none"> 1円以上1円単位とします。
申込手数料	<ul style="list-style-type: none"> ありません。
信託財産留保額	<ul style="list-style-type: none"> 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた金額です。
払込期日	<ul style="list-style-type: none"> 取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。 各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。

**振替制度と取得
申込について**

- ・取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとします。
 - ・取得申込者が申込代金を販売会社に支払うことにより、受益権の振替を行なうための振替機関等の口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。
 - ・販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法の規定に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。
 - ・振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
 - ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。
- その他**
- ・取引所等における取引の停止など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得の申込の受付を取り消す場合があります。

(2) ご換金（解約）の手続きについて**解約手続
解約時期**

- ・お申込（買付）された販売会社へお申出ください。
- ・原則として、販売会社の毎営業日に解約のお申込ができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、解約の請求を受付けないものとします。
- ・原則として、午後3時までに受け付けたものを当日の受付分とします。
* 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご解約には制限を行なう場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

解約価額

- ・「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続きが完了したものをいいます。
- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を解約時信託財産留保額として控除した価額（解約価額）とします。

解約単位

- ・1口単位

解約手数料

- ・ありません。

信託財産留保額

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた金額です。

お取り扱い額

- ・上記、解約価額となります。

(1万口当り)

- * 上記、お取り扱い額は、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合です。

お支払開始日

- ・解約代金のお支払いは、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。

**振替制度と解約
について**

- ・換金の請求を受益者がするときは、原則として振替受益権をもって行なうものとします。
- ・換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

その他

- ・取引所等における取引の停止など、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約の請求の受付を取り消す場合があります。

7【管理及び運営の概要】

（1）信託期間、計算期間（決算日）

- 信託期間** ・原則、無期限です。
 （当初設定日は平成14年4月1日です。）
- 計算期間** ・原則、毎年4月1日から翌年3月31日（決算日）までとなります。
（決算日） （ただし、3月31日が休業日のときは、翌営業日が決算日となります。）

（2）基準価額について

- 基準価額の算出** ・毎営業日、計算されます。
 ・基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数
 （便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。）
- 基準価額の照会** ・「基準価額」は、委託会社、各取扱販売会社 ・ ホームページ（委託会社、投資
 信託協会、情報提供会社など）でご確認いただけます。
 ・「販売基準価額」は、委託会社、各取扱販売会社 ・ ホームページ（委託会
 社）のほか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊 オープン基準価格欄の〔ト
 ヨタ〕の中で<DC外債> に記載されている価格でご確認いただけます。
 記載名は今後変更になることがあります。
 各取扱販売会社は、第一部「証券情報」の（4）「発行（売出）価格」に記載の委託会社の
 照会先にお問い合わせください。
- 資産の評価** ・マザーファンドの受益証券は計算日の基準価額で評価し、マザーファンドに組
 入れられる外国の公社債は原則として、価格情報会社の提供する価額、金
 融商品取引業者等（証券会社など）、銀行等の提示する価額、日本証券業協会
 発表の売買参考統計値（平均値）のいずれかで評価します。
 ・また、外貨建資産の円換算は、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の
 仲値で計算されます。

（3）運用状況のお知らせ

- 運用報告書** ・決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入証券の内容および有価証券の
 売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡ししま
 す。
- 月次レポート** ・月次レポートを作成しております。委託会社のホームページにて入手するこ
 とができます。

（4）その他

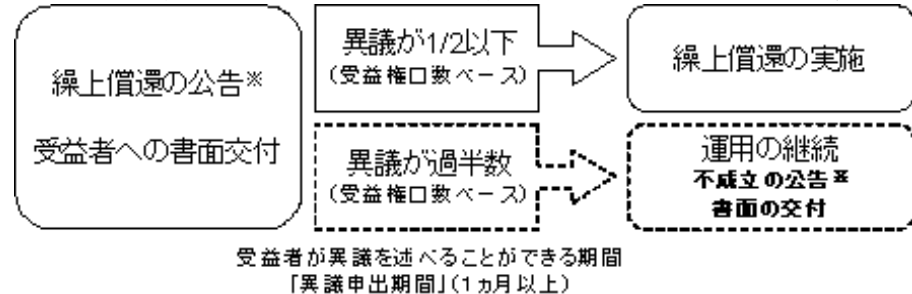
繰上償還

以下の場合には、信託約款に定める手続きにより繰上償還（ファンドの終了）させることがあります。

- ・残存口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・受益者のために有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

（あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。）

上記 に従い、繰上償還を行なう場合は、以下の手続きで行ないます。



※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合には、上記「異議申し立て」の規定を適用せず、繰上償還させることがあります。上記の他、監督官庁より解約の命令を受けたときなどには、ファンドを終了させることがあります。

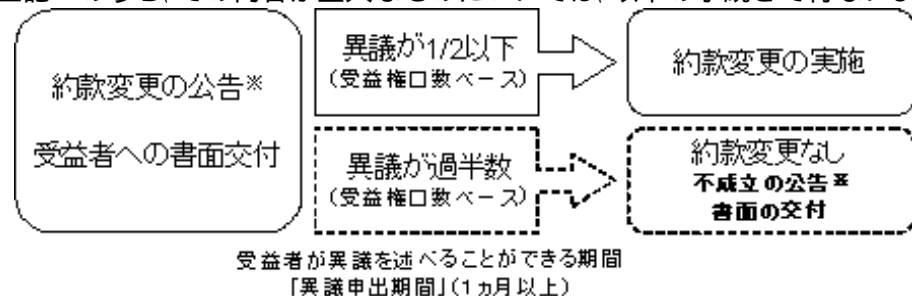
約款変更

以下の場合には、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとします。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき
- ・監督官庁の命令があったとき

（あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。）

上記 のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続きで行ないます。



※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の 買取請求権

- ・繰上償還または約款変更（その内容が重大なもの）を行なうこととなった場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

信託財産の 分別管理

- ・受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、受託会社固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管することが義務付けられています。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。

受益者の権利等

- ・受益者の有する主な権利には、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権および換金（解約）請求権があります。

公告

- ・委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

<参考>

当ファンドは「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「パッシブ外国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	注記 番号	[平成21年3月31日現在]	[平成22年3月31日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			213,189,400	167,007,177
コール・ローン			228,498,709	170,555,700
国債証券			44,491,474,924	47,001,406,123
派生商品評価勘定			7,750,320	290,514
未収入金			904,811,699	1,332,652,508
未収利息			648,732,927	630,257,386
前払費用			43,791,829	25,924,551
流動資産合計			46,538,249,808	49,328,093,959
資産合計			46,538,249,808	49,328,093,959
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			6,355,403	332,055
未払金			1,223,442,228	1,551,525,343
未払解約金			732,703	12,165,076
流動負債合計			1,230,530,334	1,564,022,474
負債合計			1,230,530,334	1,564,022,474
純資産の部				
元本等				
元本			24,592,195,037	25,895,031,198
剰余金				
剰余金又は欠損金()			20,715,524,437	21,869,040,287
剰余金合計			20,715,524,437	21,869,040,287
元本等合計			45,307,719,474	47,764,071,485
純資産合計			45,307,719,474	47,764,071,485
負債純資産合計			46,538,249,808	49,328,093,959

（注）「パッシブ外国債券マザーファンド」の計算期間は、原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成21年3月31日および平成22年3月31日における当該親投資信託の状況であります。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

対象年月日 項目	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>	<p>国債証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、第三部「ファンドの詳細情報」の第4「ファンドの経理状況」に記載されている財務諸表から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、第三部「ファンドの詳細情報」の第4「ファンドの経理状況」に記載されている財務諸表に添付されています。

？

1【財務諸表】

【トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成21年3月31日現在)	第8期 (平成22年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,785,480	42,999,976
親投資信託受益証券	25,607,513,655	27,880,762,667
未収入金	-	10,378,998
未収利息	87	82
流動資産合計	25,647,299,222	27,934,141,723
資産合計	25,647,299,222	27,934,141,723
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,201,126	19,244,878
未払受託者報酬	6,141,800	7,027,138
未払委託者報酬	22,687,014	25,957,318
その他未払費用	626,656	716,994
流動負債合計	39,656,596	52,946,328
負債合計	39,656,596	52,946,328
純資産の部		
元本等		
元本	18,554,832,861	20,225,159,323
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,052,809,765	7,656,036,072
(分配準備積立金)	4,809,179,787	5,459,031,056
元本等合計	25,607,642,626	27,881,195,395
純資産合計	25,607,642,626	27,881,195,395
負債純資産合計	25,647,299,222	27,934,141,723

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第7期	第8期
	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
営業収益		
受取利息	44,968	6,849
有価証券売買等損益	2,394,839,611	14,607,432
営業収益合計	2,394,794,643	14,614,281
営業費用		
受託者報酬	13,301,917	13,901,370
委託者報酬	49,135,541	51,349,818
その他費用	1,357,221	1,418,381
営業費用合計	63,794,679	66,669,569
営業損失 ()	2,458,589,322	52,055,288
経常損失 ()	2,458,589,322	52,055,288
当期純損失 ()	2,458,589,322	52,055,288
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	265,409,378	10,217,326
期首剰余金又は期首欠損金 ()	8,855,803,109	7,052,809,765
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,566,227,251	1,225,494,636
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,566,227,251	1,225,494,636
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,176,040,651	559,995,715
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,176,040,651	559,995,715
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	7,052,809,765	7,656,036,072

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	第8期
	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

[次へ](#)

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となっております。

委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

特典はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、振替受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) その他

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は下記の通りです。

また、下記内容で、投資信託説明書（請求目論見書）が作成されており、投資家の請求があるときは交付されます。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（2）保管

（3）信託期間

（4）計算期間

（5）その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表

（2）損益及び剰余金計算書

（3）注記表

（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

なお、上記内容は、E D I N E T（エディネット）により第三部を閲覧することや委託会社のホームページにより請求目論見書を閲覧することでもご確認いただけます。

E D I N E T（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）とは、『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』のことです。金融庁より行政サービスの一環として提供されているものであり、提出された有価証券届出書や有価証券報告書等の開示書類について、<http://info.edinet-fsa.go.jp/>にアクセスすることで閲覧を可能としています。

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年4月1日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得申込者の制限	取得の申込みを行なうことができる投資者は、原則として、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および連合会等に限るものとします。 上記にかかわらず、ファンド設定・維持のため委託会社もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合があります。
申込手続等	取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行いません。その際、取得申込者と販売会社との間で、累積投資契約（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を締結していただきます。
販売会社	販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）は、下記、委託会社の照会先にお問い合わせください。 〔委託会社の照会先〕 トヨタアセットマネジメント株式会社 電話番号03-5776-4760 ホームページアドレス http://www.tamco.co.jp/ 受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。
申込時期	継続申込期間：平成22年6月24日から平成23年6月22日まで （継続申込期間は、期間終了前に委託会社から有価証券届出書を提出することにより更新されます。） 原則として、販売会社の毎営業日にお申込みいただけます。 ただし、取得申込受付日がニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日にあたる場合は、取得の申込みに応じないものとします。 申込みの受け付けは原則として販売会社の各営業日の午後3時までに受付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。 「受付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額（1万口あたり）とします。 * 「販売基準価額」とは、「基準価額」に追加設定時信託財産留保額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.1%）を加えた価額です。「基準価額」とは純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。 * ファンドの設定当初の元本は1口あたり1円です。 * 収益分配金の再投資は、原則として計算期間終了日（決算日）の販売基準価額をもって行ないます。
申込単位	1円以上1円単位とします。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた金額です。
申込代金	前記の申込価額に取得申込口数を乗じて得た額とします。
払込期日	取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。 各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。

振替制度と 取得申込について	<p>取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとします。取得申込者が申込代金を販売会社に支払うことにより、受益権の振替を行なうための振替機関等の口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法の規定に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。</p> <p>振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p> <p>受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>
その他	<p>取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得の申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。</p> <p>* 本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。</p>

2【換金（解約）手続等】

解約手続	お申込（買付）された販売会社へお申出ください。
解約時期	<p>原則として、販売会社の毎営業日に解約のお申込みができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、解約の申込みを受けないものとします。</p> <p>解約の申込みの受け付けは原則として販売会社の各営業日の午後3時までに行なうものとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。</p> <p>* 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご解約には制限を行なう場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p> <p>「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。</p>
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を解約時信託財産留保額として控除した価額（解約価額）とします。
解約単位	1口単位
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた金額です。
お取り扱い額 （1万口当り）	<p>上記、解約価額となります。</p> <p>* 上記、お取り扱い額は、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合です。</p>
支払開始日	解約代金のお支払いは、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
解約価額の 照会方法	解約価額については、お買付けいただいた販売会社にてご確認ください。販売会社は「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」に記載の委託会社の照会先に照会することができます。

振替制度と 解約について	<p>換金の請求を受益者がするときは、原則として振替受益権をもって行なうもの とします。</p> <p>換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して 当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引 き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうも のとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減 少の記載または記録が行なわれます。</p>
その他	<p>委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停 止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中 止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消す場 合があります。</p> <p>一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以 前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が その一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後 の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとしします。</p>

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出 方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。</p> <p>「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとし</p>
基準価額の算出 頻度	毎営業日、計算されます。
基準価額の照会 方法	<p>「基準価額」は、委託会社、各取扱販売会社・ホームページ（委託会社、投資信託協会、情報提供会社など）でご確認いただけます。</p> <p>「販売基準価額」は、委託会社、各取扱販売会社・ホームページ（委託会社）のほか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊 オープン基準価格欄の〔トヨタ〕の中で<DC外債> に記載されている価格でご確認いただけます。</p> <p>記載名は今後変更になることがあります。</p> <p>各取扱販売会社は「第2 手続等」の「1 申込（販売）手続等」の委託会社の照会先にお問い合わせ下さい。</p>
資産の評価	<p>マザーファンドの受益証券は計算日の基準価額で評価します。</p> <p>マザーファンドに組入れられる外国の公社債は原則として、価格情報会社の提供する価額、金融商品取引業者等（証券会社など）、銀行等の提示する価額、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）のいずれかで評価します。</p> <p>また、外貨建資産の円換算は、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値で計算されます。</p>

(2)【保管】

受益証券の保管	当ファンドの受益権は振替受益権となっているため、受益証券は原則として発行しません。したがって、該当事項はありません。
---------	--

(3)【信託期間】

信託期間	ファンドの信託期間は、平成14年4月1日（当初設定日）以降、無期限とします。ただし、下記「(5) その他」の「イ. 信託の終了（繰上償還）」に規定する場合には、当該信託を終了させる場合があります。
------	--

(4)【計算期間】

計算期間	<p>原則、毎年4月1日から翌年3月31日（決算日）までとします。</p> <p>* 前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は「(3) 信託期間」に定める信託期間終了日とします。</p>
------	---

(5)【その他】

イ．信託の終了 （繰上償還）	<p>（約款より引用）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 委託会社は、信託期間の規定による信託終了の前に信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。2. 委託会社は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託契約の解約を行いません。5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。6. 3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は「ロ．信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。9. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
-------------------	--

<p>ロ．信託約款の変更</p>	<p>（約款より引用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 2. 委託会社は、1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託約款の変更を行いません。 5. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1.から5.の規定にしたがいます。
<p>ハ．反対者の買取請求権</p>	<p>繰上償還または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行なう場合において、前記「イ．信託の終了（繰上償還）3.」または「ロ．信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>ニ．運用に係る報告等</p>	<p>委託会社は、「金融商品取引法」の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始後6ヶ月経過毎に半期報告書を作成します。 「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。 また、月次レポートを作成しております。委託会社のホームページにてご覧いただけます</p>
<p>ホ．委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い</p>	<p>委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
<p>ヘ．受託会社の辞任および解任</p>	<p>受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「ロ．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。</p>
<p>ト．公告</p>	<p>委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
<p>チ．信託財産の分別管理</p>	<p>受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、受託会社固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管することが義務付けられています。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。</p>
<p>リ．信託事務の委託</p>	<p>受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しています。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行いません。</p>

又、関係法人との 契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」（異なる名称を使用することがあります。）の期間は締結日から1年間とし、期間満了の3ヶ月前に双方から何ら意思表示がないときは、同一条件で自動的に更新され、その後も同様とします。
-------------------	---

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

<p>収益分配金に対する請求権</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収益分配金は、計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に帰属します。当該受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 2. 収益分配金は、累積投資契約の規定に基づき、原則として、決算日の翌営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、再投資されます。ただし、一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者へのお支払いを開始します。 3. 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
<p>償還金に対する請求権</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に帰属します。当該受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 2. 償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに販売会社にてお支払いを開始します。 3. 支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
<p>換金（解約）請求権</p>	<p>受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。</p> <p>権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。</p>

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第7期計算期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第8期計算期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第8期計算期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成21年3月31日現在)	第8期 (平成22年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,785,480	42,999,976
親投資信託受益証券	25,607,513,655	27,880,762,667
未収入金	-	10,378,998
未収利息	87	82
流動資産合計	25,647,299,222	27,934,141,723
資産合計	25,647,299,222	27,934,141,723
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,201,126	19,244,878
未払受託者報酬	6,141,800	7,027,138
未払委託者報酬	22,687,014	25,957,318
その他未払費用	626,656	716,994
流動負債合計	39,656,596	52,946,328
負債合計	39,656,596	52,946,328
純資産の部		
元本等		
元本	18,554,832,861	20,225,159,323
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,052,809,765	7,656,036,072
(分配準備積立金)	4,809,179,787	5,459,031,056
元本等合計	25,607,642,626	27,881,195,395
純資産合計	25,607,642,626	27,881,195,395
負債純資産合計	25,647,299,222	27,934,141,723

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期	第 8 期
	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
営業収益		
受取利息	44,968	6,849
有価証券売買等損益	2,394,839,611	14,607,432
営業収益合計	2,394,794,643	14,614,281
営業費用		
受託者報酬	13,301,917	13,901,370
委託者報酬	49,135,541	51,349,818
その他費用	1,357,221	1,418,381
営業費用合計	63,794,679	66,669,569
営業損失（ ）	2,458,589,322	52,055,288
経常損失（ ）	2,458,589,322	52,055,288
当期純損失（ ）	2,458,589,322	52,055,288
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	265,409,378	10,217,326
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,855,803,109	7,052,809,765
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,566,227,251	1,225,494,636
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,566,227,251	1,225,494,636
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,176,040,651	559,995,715
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,176,040,651	559,995,715
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,052,809,765	7,656,036,072

<参考>

当ファンドは「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「パッシブ外国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	注記 番号	[平成21年3月31日現在]	[平成22年3月31日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			213,189,400	167,007,177
コール・ローン			228,498,709	170,555,700
国債証券			44,491,474,924	47,001,406,123
派生商品評価勘定			7,750,320	290,514
未収入金			904,811,699	1,332,652,508
未収利息			648,732,927	630,257,386
前払費用			43,791,829	25,924,551
流動資産合計			46,538,249,808	49,328,093,959
資産合計			46,538,249,808	49,328,093,959
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			6,355,403	332,055
未払金			1,223,442,228	1,551,525,343
未払解約金			732,703	12,165,076
流動負債合計			1,230,530,334	1,564,022,474
負債合計			1,230,530,334	1,564,022,474
純資産の部				
元本等				
元本		1	24,592,195,037	25,895,031,198
剰余金				
剰余金又は欠損金()			20,715,524,437	21,869,040,287
剰余金合計			20,715,524,437	21,869,040,287
元本等合計			45,307,719,474	47,764,071,485
純資産合計			45,307,719,474	47,764,071,485
負債純資産合計			46,538,249,808	49,328,093,959

（注）「パッシブ外国債券マザーファンド」の計算期間は、原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成21年3月31日および平成22年3月31日における当該親投資信託の状況であります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

対象年月日 項目	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価 基準及び評価方 法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>	<p>国債証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブ等 の評価基準及び 評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表 作成のための基 本となる重要な 事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

（追加情報）

自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
-	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	対象年月日 〔平成21年 3月31日現在〕	〔平成22年 3月31日現在〕
1. 本報告書における開示対象ファンドの		
期首における当該親投資信託の元本額	28,289,579,632円	24,592,195,037円
同期中における追加設定元本額	4,838,310,101円	2,457,807,009円
同期中における解約元本額	8,535,694,696円	1,154,970,848円
同期末における元本の内訳		
パッシブ外国債券ファンド （非課税適格機関投資家専用私募）	10,202,695,084円	10,322,187,320円
トヨタアセットDC外国債券 インデックスファンド	13,898,997,859円	15,115,620,855円
トヨタアセット外国債券インデックス ファンドVA（適格機関投資家専用）	20,869,000円	20,250,085円
TAスマート・インカムファンド （毎月分配型）	469,633,094円	436,972,938円
計	24,592,195,037円	25,895,031,198円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における受益権の総数	24,592,195,037口	25,895,031,198口

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 金融商品 に対する 取組方針	-	当該親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2. 金融商品 の内容及 びそのリ スク	-	<p>当該親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当該親投資信託が保有する有価証券は国債証券であり、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。</p> <p>また、デリバティブ取引は、外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。これらの取引には、為替相場が変動することによって発生するリスク及び取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当該親投資信託の為替取引の受渡期間がごく短いため、リスクは限定的と考えております。</p>
3. 金融商品 に係るリ スク管理 体制	-	委託会社においてはコンプライアンス委員会を設け、運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果を運用関連部署へフィードバックすることで、ファンドの健全な運用の実現に寄与しています。また、運用評価委員会を設け、運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与しています。

.金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額

〔平成21年3月31日現在〕	〔平成22年3月31日現在〕
-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

〔平成21年3月31日現在〕	〔平成22年3月31日現在〕
-	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

売買目的有価証券

種 類	〔平成22年3月31日現在〕
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	101,116,974
合 計	101,116,974

（注）1. 時価の算定方法

「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

2. 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、パッシブ外国債券マザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

デリバティブ取引

通貨関連

（単位：円）

区分	種 類	〔平成22年3月31日現在〕			
		契約額等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	659,000,000	-	659,212,581	212,581
	カナダドル	2,000,000	-	2,002,233	2,233
	デンマーククローネ	7,000,000	-	7,001,670	1,670
	オーストラリアドル	13,000,000	-	12,974,968	25,032
	シンガポールドル	2,000,000	-	2,001,779	1,779
	売建				
	ユーロ	401,000,000	-	401,274,348	274,348
	英ポンド	101,000,000	-	100,927,749	72,251
	スイスフラン	5,000,000	-	5,005,332	5,332
	スウェーデンクローネ	35,000,000	-	35,027,343	27,343
合 計	1,225,000,000	-	1,225,428,003	41,541	

注）1. 時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

〔平成21年3月31日現在〕	〔平成22年3月31日現在〕
-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

〔平成21年3月31日現在〕	〔平成22年3月31日現在〕
-	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。満期のある有価証券はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

〔平成21年3月31日現在〕		
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	44,491,474,924	114,752,547
合計	44,491,474,924	114,752,547

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、パッシブ外国債券マザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

(デリバティブ取引等に関する注記)

1. 取引の状況に関する事項

項目	対象年月日 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1. 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当該親投資信託は、原則として外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的または投機を目的とする為替取引は行わない方針ですが、外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。	-
2. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当該親投資信託の為替取引の受渡期間がごく短いため、リスクは限定的と考えております。	-
3. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行につきましては、運用部門とは独立したトレーディング部門が行います。運用資産の取引の発注先に係る信用リスクを一定の範囲に制御するために、トレーディング部門での発注先については、「発注先の信用リスクに関する規則」の規定に基づき選定されます。信託約款の遵守状況はコンプライアンス部門が定期的に確認しており、問題がある場合には対応できる体制を構築しております。	-
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	-

2.取引の時価等に関する事項
通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(平成21年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	530,000,000	-	537,142,208	7,142,208
	カナダドル	11,000,000	-	11,113,832	113,832
	スウェーデンクローネ	15,000,000	-	15,223,580	223,580
	オーストラリアドル	17,000,000	-	17,270,700	270,700
	売建				
	ユーロ	290,000,000	-	295,101,485	5,101,485
	英ポンド	9,000,000	-	9,191,727	191,727
	スイスフラン	15,000,000	-	15,253,192	253,192
	ノルウェークローネ	1,000,000	-	1,017,230	17,230
	デンマーククローネ	9,000,000	-	9,152,524	152,524
	ポーランドズロチ	47,000,000	-	47,576,606	576,606
	シンガポールドル	4,000,000	-	4,062,639	62,639
合計	948,000,000	-	962,105,723	1,394,917	

注) 1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

[平成21年3月31日現在]		[平成22年3月31日現在]	
1口当たり純資産額	1.8424円	1口当たり純資産額	1.8445円
（1万口当たり純資産額	18,424円）	（1万口当たり純資産額	18,445円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	1,010,000.00	1,053,076.50	
		US TREASURY N/B	2,750,000.00	2,760,725.00	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,152,074.00	
		US TREASURY N/B	1,980,000.00	1,987,425.00	
		US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,386,818.40	
		US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,214,719.00	
		US TREASURY N/B	1,440,000.00	1,521,216.00	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,711,407.00	
		US TREASURY N/B	390,000.00	411,875.10	
		US TREASURY N/B	2,250,000.00	2,260,192.50	
		US TREASURY N/B	900,000.00	953,856.00	
		US TREASURY N/B	150,000.00	158,272.50	
		US TREASURY N/B	1,560,000.00	1,566,084.00	
		US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,403,974.60	
		US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,264,132.80	
		US TREASURY N/B	1,070,000.00	1,134,360.50	
		US TREASURY N/B	1,040,000.00	1,042,756.00	
		US TREASURY N/B	1,730,000.00	1,754,583.30	
		US TREASURY N/B	350,000.00	371,108.50	
		US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,047,700.50	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,405,026.00	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,383,681.00	
		US TREASURY N/B	2,260,000.00	2,262,463.40	
		US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,454,074.50	
		US TREASURY N/B	750,000.00	801,907.50	
		US TREASURY N/B	130,000.00	129,715.30	
		US TREASURY N/B	2,240,000.00	2,402,400.00	
		US TREASURY N/B	890,000.00	896,114.30	
		US TREASURY N/B	170,000.00	181,740.20	
		US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,335,805.80	
		US TREASURY N/B	590,000.00	593,958.90	
		US TREASURY N/B	810,000.00	865,428.30	
		US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,338,325.00	
		US TREASURY N/B	900,000.00	905,337.00	
		US TREASURY N/B	1,840,000.00	1,969,370.40	
		US TREASURY N/B	1,420,000.00	1,427,100.00	
		US TREASURY N/B	150,000.00	161,554.50	
		US TREASURY N/B	890,000.00	903,483.50	
		US TREASURY N/B	70,000.00	75,709.20	
		US TREASURY N/B	910,000.00	915,969.60	
		US TREASURY N/B	1,250,000.00	1,347,650.00	
		US TREASURY N/B	600,000.00	643,968.00	
US TREASURY N/B	920,000.00	930,055.60			
US TREASURY N/B	150,000.00	160,147.50			
US TREASURY N/B	1,270,000.00	1,270,990.60			
US TREASURY N/B	450,000.00	482,130.00			
US TREASURY N/B	610,000.00	609,804.80			
US TREASURY N/B	1,310,000.00	1,392,687.20			

US TREASURY N/B	930,000.00	992,775.00	
US TREASURY N/B	840,000.00	838,420.80	
US TREASURY N/B	2,060,000.00	2,165,245.40	
US TREASURY N/B	1,410,000.00	1,395,674.40	
US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,110,532.50	
US TREASURY N/B	2,090,000.00	2,079,550.00	
US TREASURY N/B	180,000.00	186,665.40	
US TREASURY N/B	1,060,000.00	1,129,726.80	
US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,583,334.00	
US TREASURY N/B	200,000.00	206,656.00	
US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,141,547.50	
US TREASURY N/B	870,000.00	892,428.60	
US TREASURY N/B	910,000.00	949,949.00	
US TREASURY N/B	1,770,000.00	1,875,084.90	
US TREASURY N/B	200,000.00	211,030.00	
US TREASURY N/B	760,000.00	798,471.20	
US TREASURY N/B	2,150,000.00	2,259,177.00	
US TREASURY N/B	2,140,000.00	2,312,869.20	
US TREASURY N/B	250,000.00	260,467.50	
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,874,250.00	
US TREASURY N/B	400,000.00	411,000.00	
US TREASURY N/B	1,440,000.00	1,557,662.40	
US TREASURY N/B	710,000.00	710,106.50	
US TREASURY N/B	1,850,000.00	1,813,000.00	
US TREASURY N/B	1,130,000.00	1,115,343.90	
US TREASURY N/B	620,000.00	665,334.40	
US TREASURY N/B	590,000.00	584,100.00	
US TREASURY N/B	1,470,000.00	1,445,877.30	
US TREASURY N/B	1,440,000.00	1,420,416.00	
US TREASURY N/B	80,000.00	88,187.20	
US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,219,804.80	
US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,226,068.80	
US TREASURY N/B	920,000.00	930,920.40	
US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,439,924.50	
US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,260,579.60	
US TREASURY N/B	2,090,000.00	2,087,387.50	
US TREASURY N/B	2,390,000.00	2,382,519.30	
US TREASURY N/B	1,240,000.00	1,341,518.80	
US TREASURY N/B	1,670,000.00	1,644,950.00	
US TREASURY N/B	2,770,000.00	2,785,567.40	
US TREASURY N/B	920,000.00	908,205.60	
US TREASURY N/B	1,490,000.00	2,088,324.40	
US TREASURY N/B	600,000.00	641,154.00	
US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,328,060.60	
US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,333,501.00	
US TREASURY N/B	1,070,000.00	1,148,570.10	
US TREASURY N/B	2,060,000.00	2,218,990.80	
US TREASURY N/B	700,000.00	763,105.00	
US TREASURY N/B	880,000.00	956,586.40	
US TREASURY N/B	1,540,000.00	1,509,677.40	

US TREASURY N/B	600,000.00	578,904.00	
US TREASURY N/B	340,000.00	332,081.40	
US TREASURY N/B	1,970,000.00	2,443,095.50	
US TREASURY N/B	650,000.00	728,097.50	
US TREASURY N/B	540,000.00	545,648.40	
US TREASURY N/B	910,000.00	918,244.60	
US TREASURY N/B	350,000.00	352,786.00	
US TREASURY N/B	190,000.00	210,157.10	
US TREASURY N/B	900,000.00	891,279.00	
US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,195,818.80	
US TREASURY N/B	1,020,000.00	1,014,257.40	
US TREASURY N/B	2,370,000.00	2,579,958.30	
US TREASURY N/B	10,000.00	12,609.30	
US TREASURY N/B	1,580,000.00	1,532,837.00	
US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,208,669.00	
US TREASURY N/B	1,090,000.00	1,079,775.80	
US TREASURY N/B	1,070,000.00	1,163,122.10	
US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,315,491.40	
US TREASURY N/B	1,780,000.00	1,773,040.20	
US TREASURY N/B	960,000.00	1,296,000.00	
US TREASURY N/B	80,000.00	86,212.00	
US TREASURY N/B	940,000.00	1,281,182.40	
US TREASURY N/B	370,000.00	403,818.00	
US TREASURY N/B	1,840,000.00	1,942,046.40	
US TREASURY N/B	1,230,000.00	1,231,143.90	
US TREASURY N/B	1,510,000.00	1,544,669.60	
US TREASURY N/B	2,420,000.00	2,487,300.20	
US TREASURY N/B	1,610,000.00	1,618,790.60	
US TREASURY N/B	200,000.00	278,750.00	
US TREASURY N/B	1,890,000.00	1,750,007.70	
US TREASURY N/B	2,160,000.00	2,052,000.00	
US TREASURY N/B	680,000.00	913,002.00	
US TREASURY N/B	2,540,000.00	2,503,474.80	
US TREASURY N/B	3,660,000.00	3,522,750.00	
US TREASURY N/B	760,000.00	1,049,392.80	
US TREASURY N/B	1,860,000.00	1,824,250.80	
US TREASURY N/B	500,000.00	705,310.00	
US TREASURY N/B	270,000.00	362,348.10	
US TREASURY N/B	470,000.00	642,208.00	
US TREASURY N/B	210,000.00	287,502.60	
US TREASURY N/B	730,000.00	992,800.00	
US TREASURY N/B	550,000.00	713,020.00	
US TREASURY N/B	730,000.00	938,619.40	
US TREASURY N/B	300,000.00	359,436.00	
US TREASURY N/B	330,000.00	441,889.80	
US TREASURY N/B	540,000.00	731,613.60	
US TREASURY N/B	860,000.00	1,095,425.00	
US TREASURY N/B	470,000.00	552,395.70	
US TREASURY N/B	430,000.00	544,285.40	
US TREASURY N/B	470,000.00	581,328.90	

	US TREASURY N/B	560,000.00	701,573.60	
	US TREASURY N/B	570,000.00	697,799.70	
	US TREASURY N/B	320,000.00	381,897.60	
	US TREASURY N/B	230,000.00	256,629.40	
	US TREASURY N/B	210,000.00	227,751.30	
	US TREASURY N/B	340,000.00	368,526.00	
	US TREASURY N/B	340,000.00	407,731.40	
	US TREASURY N/B	710,000.00	865,532.60	
	US TREASURY N/B	550,000.00	606,028.50	
	US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,408,762.00	
	US TREASURY N/B	510,000.00	514,299.30	
	US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,278,133.00	
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,040,875.00	
	US TREASURY N/B	900,000.00	868,914.00	
	US TREASURY N/B	1,190,000.00	957,569.20	
	US TREASURY N/B	1,980,000.00	1,824,688.80	
	US TREASURY N/B	890,000.00	855,094.20	
	US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,137,956.60	
	US TREASURY N/B	1,350,000.00	1,323,621.00	
米ドル計	銘柄数：167	181,520,000.00	189,025,484.30	
	邦貨換算額		(17,586,931,059)	
	組入時価比率：36.8%		37.4%	
カナダドル	CANADA GOV'T	450,000.00	475,425.00	
	CANADA GOV'T	340,000.00	340,510.00	
	CANADA GOV'T	220,000.00	227,341.40	
	CANADA GOV'T	590,000.00	587,032.30	
	CANADA GOV'T	550,000.00	547,145.50	
	CANADA GOV'T	90,000.00	89,594.10	
	CANADA GOV'T	560,000.00	599,894.40	
	CANADA GOV'T	360,000.00	374,194.80	
	CANADA GOV'T	140,000.00	138,800.20	
	CANADA GOV'T	720,000.00	719,388.00	
	CANADA GOV'T	380,000.00	374,284.80	
	CANADA GOV'T	600,000.00	652,194.00	
	CANADA GOV'T	470,000.00	485,881.30	
	CANADA GOV'T	430,000.00	468,635.50	
	CANADA GOV'T	850,000.00	859,639.00	
	CANADA GOV'T	580,000.00	559,346.20	
	CANADA GOV'T	520,000.00	559,379.60	
	CANADA GOV'T	370,000.00	362,670.30	
	CANADA GOV'T	420,000.00	440,378.40	
	CANADA GOV'T	470,000.00	490,139.50	
	CANADA GOV'T	580,000.00	611,673.80	
	CANADA GOV'T	470,000.00	475,931.40	
	CANADA GOV'T	400,000.00	393,576.00	
	CANADA GOV'T	310,000.00	439,620.30	
	CANADA GOV'T	300,000.00	468,090.00	
	CANADA GOV'T	250,000.00	370,940.00	
	CANADA GOV'T	530,000.00	645,094.80	
	CANADA GOV'T	490,000.00	606,977.70	

	CANADA GOV'T	990,000.00	1,135,064.70	
	CANADA GOV'T	290,000.00	286,749.10	
カナダドル計	銘柄数：30	13,720,000.00	14,785,592.10	
	邦貨換算額		(1,350,811,694)	
	組入時価比率：2.8%		2.9%	
ユーロ	BELGIAN	520,000.00	551,408.00	
	BELGIAN	320,000.00	325,900.80	
	BELGIAN	640,000.00	697,894.40	
	BELGIAN	520,000.00	610,859.60	
	BELGIAN	380,000.00	407,398.00	
	BELGIAN	490,000.00	531,767.60	
	BELGIAN	390,000.00	420,197.70	
	BELGIAN	740,000.00	805,046.00	
	BELGIAN	630,000.00	795,513.60	
	BELGIAN	140,000.00	147,344.40	
	BELGIAN	260,000.00	276,559.40	
	BELGIAN	310,000.00	311,004.40	
	BELGIAN	720,000.00	738,871.20	
	BELGIAN	300,000.00	319,647.00	
	BELGIAN	450,000.00	523,363.50	
	BELGIAN	490,000.00	518,165.20	
	BELGIAN	350,000.00	367,129.00	
	BELGIAN	360,000.00	365,680.80	
	BELGIAN	470,000.00	484,598.20	
	BELGIAN	640,000.00	760,012.80	
	BELGIAN	660,000.00	741,034.80	
	BTPS	1,430,000.00	1,508,392.60	
	BTPS	590,000.00	615,511.60	
	BTPS	500,000.00	518,665.00	
	BTPS	1,430,000.00	1,523,779.40	
	BTPS	320,000.00	329,584.00	
	BTPS	830,000.00	872,280.20	
	BTPS	730,000.00	745,417.60	
	BTPS	900,000.00	957,510.00	
	BTPS	380,000.00	382,283.80	
	BTPS	1,010,000.00	1,092,143.30	
	BTPS	970,000.00	1,036,260.70	
	BTPS	750,000.00	804,225.00	
	BTPS	980,000.00	1,033,468.80	
	BTPS	1,180,000.00	1,231,695.80	
	BTPS	1,390,000.00	1,494,528.00	
	BTPS	880,000.00	945,648.00	
	BTPS	730,000.00	740,752.90	
	BTPS	1,070,000.00	1,124,345.30	
	BTPS	1,320,000.00	1,380,178.80	
BTPS	1,080,000.00	1,140,685.20		
BTPS	1,470,000.00	1,666,274.40		
BTPS	950,000.00	1,023,520.50		
BTPS	910,000.00	974,955.80		
BTPS	1,150,000.00	1,205,775.00		

BTPS	1,020,000.00	1,085,963.40	
BTPS	610,000.00	634,723.30	
BTPS	920,000.00	970,434.40	
BTPS	910,000.00	938,892.50	
BTPS	690,000.00	679,739.70	
BTPS	550,000.00	579,595.50	
BTPS	840,000.00	1,247,954.40	
BTPS	630,000.00	671,932.80	
BTPS	510,000.00	673,582.50	
BTPS	1,380,000.00	1,701,167.40	
BTPS	1,270,000.00	1,372,260.40	
BTPS	780,000.00	917,108.40	
BTPS	1,310,000.00	1,498,823.40	
BTPS	1,460,000.00	1,522,079.20	
BTPS	1,080,000.00	970,272.00	
BTPS	490,000.00	510,075.30	
BTPS	330,000.00	341,394.90	
BUNDES OBLIGATION	570,000.00	586,701.00	
BUNDES OBLIGATION	1,250,000.00	1,301,812.50	
BUNDES OBLIGATION	570,000.00	604,638.90	
BUNDES OBLIGATION	1,060,000.00	1,141,047.60	
BUNDES OBLIGATION	970,000.00	1,031,139.10	
BUNDES OBLIGATION	540,000.00	584,361.00	
BUNDES OBLIGATION	1,340,000.00	1,364,723.00	
BUNDES OBLIGATION	360,000.00	367,437.60	
BUNDES OBLIGATION	420,000.00	426,505.80	
BUNDESREPUB.	560,000.00	589,904.00	
BUNDESREPUB.	1,100,000.00	1,178,342.00	
BUNDESREPUB.	1,280,000.00	1,390,630.40	
BUNDESREPUB.	940,000.00	1,020,887.00	
BUNDESREPUB.	1,090,000.00	1,166,801.40	
BUNDESREPUB.	1,180,000.00	1,287,486.20	
BUNDESREPUB.	1,280,000.00	1,399,628.80	
BUNDESREPUB.	970,000.00	1,040,664.50	
BUNDESREPUB.	1,200,000.00	1,257,804.00	
BUNDESREPUB.	190,000.00	201,234.70	
BUNDESREPUB.	790,000.00	947,660.30	
BUNDESREPUB.	800,000.00	868,008.00	
BUNDESREPUB.	1,180,000.00	1,260,346.20	
BUNDESREPUB.	750,000.00	823,755.00	
BUNDESREPUB.	1,190,000.00	1,284,176.60	
BUNDESREPUB.	960,000.00	1,051,632.00	
BUNDESREPUB.	1,030,000.00	1,087,824.20	
BUNDESREPUB.	990,000.00	1,024,362.90	
BUNDESREPUB.	770,000.00	778,785.70	
BUNDESREPUB.	400,000.00	518,372.00	
BUNDESREPUB.	550,000.00	743,110.50	
BUNDESREPUB.	570,000.00	705,312.30	
BUNDESREPUB.	580,000.00	655,260.80	
BUNDESREPUB.	500,000.00	666,460.00	

BUNDESREPUB.	980,000.00	1,208,173.40	
BUNDESREPUB.	790,000.00	895,781.00	
BUNDESREPUB.	780,000.00	795,139.80	
BUNDESREPUB.	780,000.00	835,497.00	
BUNDESREPUB.	770,000.00	892,129.70	
BUNDESSCHATZANW	940,000.00	949,465.80	
BUNDESSCHATZANW	760,000.00	765,601.20	
BUNDESSCHATZANW	800,000.00	805,176.00	
BUNDESSCHATZANW	450,000.00	450,256.50	
FINNISH GOV'T	210,000.00	225,487.50	
FINNISH GOV'T	370,000.00	414,074.40	
FINNISH GOV'T	260,000.00	271,702.60	
FINNISH GOV'T	230,000.00	250,847.20	
FINNISH GOV'T	220,000.00	233,360.60	
FINNISH GOV'T	260,000.00	283,290.80	
FINNISH GOV'T	180,000.00	180,059.40	
FINNISH GOV'T	190,000.00	193,824.70	
FRANCE O.A.T	620,000.00	652,066.40	
FRANCE O.A.T.	740,000.00	785,665.40	
FRANCE O.A.T.	820,000.00	873,316.40	
FRANCE O.A.T.	520,000.00	561,969.20	
FRANCE O.A.T.	990,000.00	1,076,595.30	
FRANCE O.A.T.	480,000.00	571,948.80	
FRANCE O.A.T.	810,000.00	869,907.60	
FRANCE O.A.T.	1,340,000.00	1,443,836.60	
FRANCE O.A.T.	820,000.00	884,091.20	
FRANCE O.A.T.	1,150,000.00	1,239,838.00	
FRANCE O.A.T.	960,000.00	1,011,388.80	
FRANCE O.A.T.	1,650,000.00	1,691,332.50	
FRANCE O.A.T.	980,000.00	1,013,810.00	
FRANCE O.A.T.	1,080,000.00	1,223,316.00	
FRANCE O.A.T.	830,000.00	875,351.20	
FRANCE O.A.T.	860,000.00	932,506.60	
FRANCE O.A.T.	740,000.00	787,552.40	
FRANCE O.A.T.	1,450,000.00	1,565,739.00	
FRANCE O.A.T.	800,000.00	862,016.00	
FRANCE O.A.T.	780,000.00	1,112,771.40	
FRANCE O.A.T.	510,000.00	526,467.90	
FRANCE O.A.T.	720,000.00	723,722.40	
FRANCE O.A.T.	700,000.00	713,314.00	
FRANCE O.A.T.	640,000.00	957,708.80	
FRANCE O.A.T.	840,000.00	1,049,025.60	
FRANCE O.A.T.	950,000.00	1,140,712.50	
FRANCE O.A.T.	1,010,000.00	1,267,206.60	
FRANCE O.A.T.	820,000.00	909,880.20	
FRANCE O.A.T.	820,000.00	813,751.60	
FRANCE O.A.T.	380,000.00	408,063.00	
FRANCE O.A.T.	920,000.00	907,819.20	
FRANCE O.A.T.	180,000.00	177,037.20	
FRENCH TREASURY NOTE	940,000.00	973,548.60	

FRENCH TREASURY NOTE	720,000.00	727,776.00	
FRENCH TREASURY NOTE	1,070,000.00	1,123,607.00	
FRENCH TREASURY NOTE	1,140,000.00	1,226,104.20	
FRENCH TREASURY NOTE	770,000.00	819,826.70	
FRENCH TREASURY NOTE	580,000.00	633,429.60	
FRENCH TREASURY NOTE	920,000.00	941,951.20	
FRENCH TREASURY NOTE	410,000.00	425,362.70	
FRENCH TREASURY NOTE	450,000.00	454,203.00	
HELLENIC REPUBLIC	310,000.00	312,976.00	
HELLENIC REPUBLIC	270,000.00	267,877.80	
HELLENIC REPUBLIC	350,000.00	346,101.00	
HELLENIC REPUBLIC	660,000.00	662,382.60	
HELLENIC REPUBLIC	390,000.00	381,186.00	
HELLENIC REPUBLIC	520,000.00	505,960.00	
HELLENIC REPUBLIC	360,000.00	342,223.20	
HELLENIC REPUBLIC	380,000.00	388,618.40	
HELLENIC REPUBLIC	250,000.00	238,085.00	
HELLENIC REPUBLIC	310,000.00	304,857.10	
HELLENIC REPUBLIC	440,000.00	397,284.80	
HELLENIC REPUBLIC	320,000.00	321,584.00	
HELLENIC REPUBLIC	460,000.00	403,259.00	
HELLENIC REPUBLIC	650,000.00	577,499.00	
HELLENIC REPUBLIC	620,000.00	555,005.40	
HELLENIC REPUBLIC	310,000.00	301,800.50	
HELLENIC REPUBLIC	710,000.00	716,248.00	
HELLENIC REPUBLIC	120,000.00	118,228.80	
HELLENIC REPUBLIC	220,000.00	218,160.80	
HELLENIC REPUBLIC	270,000.00	228,595.50	
HELLENIC REPUBLIC	290,000.00	254,524.30	
HELLENIC REPUBLIC	440,000.00	327,047.60	
HELLENIC REPUBLIC	560,000.00	416,539.20	
IRISH GOV'T	210,000.00	218,893.50	
IRISH GOV'T	310,000.00	322,905.30	
IRISH GOV'T	280,000.00	302,237.60	
IRISH GOV'T	340,000.00	354,528.20	
IRISH GOV'T	390,000.00	411,715.20	
IRISH GOV'T	290,000.00	297,902.50	
IRISH GOV'T	420,000.00	422,851.80	
IRISH GOV'T	370,000.00	411,602.80	
IRISH GOV'T	400,000.00	400,080.00	
IRISH GOV'T	330,000.00	340,371.90	
IRISH GOV'T	330,000.00	337,649.40	
NETHERLANDS	580,000.00	611,534.60	
NETHERLANDS	680,000.00	699,142.00	
NETHERLANDS	710,000.00	771,116.80	
NETHERLANDS	350,000.00	353,717.00	
NETHERLANDS	550,000.00	596,695.00	
NETHERLANDS	860,000.00	920,845.00	
NETHERLANDS	660,000.00	674,889.60	
NETHERLANDS	500,000.00	521,800.00	

NETHERLANDS	460,000.00	495,318.80	
NETHERLANDS	540,000.00	596,602.80	
NETHERLANDS	660,000.00	704,266.20	
NETHERLANDS	510,000.00	542,022.90	
NETHERLANDS	240,000.00	243,000.00	
NETHERLANDS	380,000.00	534,565.00	
NETHERLANDS	310,000.00	315,722.60	
NETHERLANDS	250,000.00	303,587.50	
NETHERLANDS	680,000.00	685,229.20	
PORTUGUESE	220,000.00	224,734.40	
PORTUGUESE	180,000.00	188,485.20	
PORTUGUESE	330,000.00	352,944.90	
PORTUGUESE	350,000.00	385,185.50	
PORTUGUESE	280,000.00	296,744.00	
PORTUGUESE	250,000.00	255,780.00	
PORTUGUESE	390,000.00	390,327.60	
PORTUGUESE	310,000.00	321,085.60	
PORTUGUESE	320,000.00	330,528.00	
PORTUGUESE	260,000.00	268,702.20	
PORTUGUESE	130,000.00	136,549.40	
PORTUGUESE	240,000.00	250,370.40	
PORTUGUESE	380,000.00	365,624.60	
PORTUGUESE	160,000.00	166,924.80	
PORTUGUESE	370,000.00	327,146.60	
REPUBLIC OF AUSTRIA	460,000.00	498,985.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	610,000.00	651,736.20	
REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	543,440.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	310,000.00	325,081.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	460,000.00	482,963.20	
REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	567,683.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	140,000.00	142,466.80	
REPUBLIC OF AUSTRIA	560,000.00	606,496.80	
REPUBLIC OF AUSTRIA	480,000.00	531,000.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	248,158.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	450,000.00	465,984.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	520,000.00	514,701.20	
REPUBLIC OF AUSTRIA	170,000.00	187,540.60	
REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	512,428.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	360,000.00	360,442.80	
SPANISH GOV'T	710,000.00	734,253.60	
SPANISH GOV'T	910,000.00	961,870.00	
SPANISH GOV'T	550,000.00	585,805.00	
SPANISH GOV'T	440,000.00	452,161.60	
SPANISH GOV'T	680,000.00	732,992.40	
SPANISH GOV'T	400,000.00	422,324.00	
SPANISH GOV'T	700,000.00	783,265.00	
SPANISH GOV'T	390,000.00	393,954.60	
SPANISH GOV'T	760,000.00	812,500.80	
SPANISH GOV'T	660,000.00	707,130.60	
SPANISH GOV'T	540,000.00	589,345.20	

	SPANISH GOV'T	580,000.00	596,530.00	
	SPANISH GOV'T	850,000.00	914,481.00	
	SPANISH GOV'T	460,000.00	464,025.00	
	SPANISH GOV'T	680,000.00	684,685.20	
	SPANISH GOV'T	630,000.00	650,254.50	
	SPANISH GOV'T	740,000.00	842,245.80	
	SPANISH GOV'T	580,000.00	601,796.40	
	SPANISH GOV'T	770,000.00	823,645.90	
	SPANISH GOV'T	600,000.00	626,514.00	
	SPANISH GOV'T	250,000.00	253,725.00	
	SPANISH GOV'T	590,000.00	629,830.90	
	SPANISH GOV'T	230,000.00	238,349.00	
	SPANISH GOV'T	590,000.00	705,799.30	
	SPANISH GOV'T	980,000.00	1,144,708.60	
	SPANISH GOV'T	910,000.00	851,323.20	
	SPANISH GOV'T	320,000.00	334,537.60	
	SPANISH GOV'T	190,000.00	190,803.70	
ユーロ計	銘柄数：262	167,160,000.00	178,931,433.90	
	邦貨換算額		(22,352,114,722)	
	組入時価比率：46.8%		47.6%	
英ポンド	UK GILT	600,000.00	662,208.00	
	UK GILT	840,000.00	871,542.00	
	UK GILT	1,050,000.00	1,126,230.00	
	UK GILT	1,250,000.00	1,353,500.00	
	UK GILT	810,000.00	871,470.90	
	UK GILT	460,000.00	552,119.60	
	UK GILT	350,000.00	348,866.00	
	UK GILT	1,040,000.00	1,148,388.80	
	UK GILT	470,000.00	469,877.80	
	UK GILT	240,000.00	262,389.60	
	UK GILT	350,000.00	441,878.50	
	UK GILT	1,030,000.00	1,075,103.70	
	UK GILT	620,000.00	831,072.80	
	UK GILT	940,000.00	1,025,596.40	
	UK GILT	590,000.00	616,951.20	
	UK GILT	740,000.00	726,132.40	
	UK GILT	700,000.00	740,936.00	
	UK GILT	320,000.00	430,492.80	
	UK GILT	400,000.00	389,960.00	
	UK GILT	1,050,000.00	1,115,793.00	
	UK GILT	670,000.00	652,332.10	
	UK GILT	550,000.00	657,761.50	
	UK GILT	610,000.00	627,214.20	
	UK GILT	710,000.00	683,254.30	
	UK GILT	230,000.00	227,463.10	
	UK GILT	1,110,000.00	1,055,243.70	
	UK GILT	920,000.00	948,041.60	
	UK GILT	20,000.00	18,945.60	
	UK GILT	1,210,000.00	1,202,243.90	
	UK GILT	770,000.00	734,849.50	

	UK GILT	490,000.00	467,112.10	
	UK GILT	970,000.00	925,855.30	
	UK GILT	40,000.00	36,088.80	
英ポンド計	銘柄数：33	22,150,000.00	23,296,915.20	
	邦貨換算額		(3,270,886,894)	
	組入時価比率：6.8%		7.0%	
スイスフラン	SWISS GOV'T	430,000.00	448,911.40	
	SWISS GOV'T	260,000.00	272,948.00	
	SWISS GOV'T	350,000.00	382,914.00	
	SWISS GOV'T	160,000.00	179,792.00	
	SWISS GOV'T	360,000.00	384,796.80	
	SWISS GOV'T	270,000.00	318,319.20	
	SWISS GOV'T	270,000.00	296,303.40	
	SWISS GOV'T	270,000.00	296,460.00	
	SWISS GOV'T	100,000.00	120,486.00	
	SWISS GOV'T	320,000.00	399,113.60	
スイスフラン計	銘柄数：10	2,790,000.00	3,100,044.40	
	邦貨換算額		(270,602,875)	
	組入時価比率：0.6%		0.6%	
スウェーデンクローネ	SWEDEN GOV'T	2,820,000.00	3,091,396.80	
	SWEDEN GOV'T	3,460,000.00	4,071,347.40	
	SWEDEN GOV'T	1,800,000.00	1,978,380.00	
	SWEDEN GOV'T	3,190,000.00	3,243,815.30	
	SWEDEN GOV'T	2,000,000.00	2,114,080.00	
	SWEDEN GOV'T	3,280,000.00	3,577,988.00	
	SWEDEN GOV'T	3,070,000.00	3,565,098.90	
	SWEDEN GOV'T	1,910,000.00	1,842,214.10	
スウェーデンクローネ計	銘柄数：8	21,530,000.00	23,484,320.50	
	邦貨換算額		(300,834,145)	
	組入時価比率：0.6%		0.6%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T	2,000,000.00	2,080,340.00	
	NORWEGIAN GOV'T	2,980,000.00	3,311,614.40	
	NORWEGIAN GOV'T	2,020,000.00	2,191,720.20	
	NORWEGIAN GOV'T	1,990,000.00	2,080,803.70	
	NORWEGIAN GOV'T	890,000.00	939,875.60	
ノルウェークローネ計	銘柄数：5	9,880,000.00	10,604,353.90	
	邦貨換算額		(165,003,746)	
	組入時価比率：0.3%		0.4%	
デンマーククローネ	DENMARK BULLET	3,030,000.00	3,267,188.40	
	DENMARK BULLET	2,130,000.00	2,261,868.30	
	DENMARK BULLET	3,270,000.00	3,610,145.40	
	DENMARK BULLET	3,570,000.00	3,819,293.10	
	DENMARK BULLET	2,990,000.00	3,170,685.70	
	DENMARK BULLET	1,440,000.00	1,510,833.60	
	DENMARK BULLET	1,640,000.00	2,240,945.20	
	DENMARK BULLET	4,180,000.00	4,607,070.60	
デンマーククローネ計	銘柄数：8	22,250,000.00	24,488,030.30	
	邦貨換算額		(410,909,148)	
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
ポーランドズロチ	POLAND GOV'T	920,000.00	920,184.00	

	POLAND GOV'T	990,000.00	936,094.50	
	POLAND GOV'T	1,490,000.00	1,374,346.20	
	POLAND GOV'T	1,170,000.00	1,173,673.80	
	POLAND GOV'T	870,000.00	783,200.1	
	POLAND GOV'T	1,680,000.00	1,700,428.80	
	POLAND GOV'T	1,880,000.00	1,886,429.60	
	POLAND GOV'T	700,000.00	715,323.00	
	POLAND GOV'T	260,000.00	263,686.80	
	POLAND GOV'T	360,000.00	378,486.00	
	POLAND GOV'T	1,310,000.00	1,307,078.70	
	POLAND GOV'T	1,310,000.00	1,307,904.00	
	POLAND GOV'T	1,380,000.00	1,390,074.00	
ポーランドズロチ計	銘柄数：13	14,320,000.00	14,136,909.50	
	邦貨換算額		(454,784,378)	
	組入時価比率：1.0%		1.0%	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOV'T	500,000.00	506,480.00	
	AUSTRALIAN GOV'T	590,000.00	598,106.60	
	AUSTRALIAN GOV'T	160,000.00	158,132.80	
	AUSTRALIAN GOV'T	580,000.00	599,522.80	
	AUSTRALIAN GOV'T	640,000.00	658,054.40	
	AUSTRALIAN GOV'T	450,000.00	463,401.00	
	AUSTRALIAN GOV'T	490,000.00	498,437.80	
	AUSTRALIAN GOV'T	550,000.00	530,513.50	
	AUSTRALIAN GOV'T	330,000.00	297,478.50	
	AUSTRALIAN GOV'T	350,000.00	347,403.00	
オーストラリアドル計	銘柄数：10	4,640,000.00	4,657,530.40	
	邦貨換算額		(397,194,192)	
	組入時価比率：0.8%		0.8%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T	210,000.00	217,998.90	
	SINGAPORE GOV'T	170,000.00	176,808.50	
	SINGAPORE GOV'T	190,000.00	201,819.90	
	SINGAPORE GOV'T	270,000.00	281,688.30	
	SINGAPORE GOV'T	70,000.00	71,560.30	
	SINGAPORE GOV'T	100,000.00	104,066.00	
	SINGAPORE GOV'T	210,000.00	230,157.90	
	SINGAPORE GOV'T	90,000.00	90,171.90	
	SINGAPORE GOV'T	80,000.00	84,556.80	
	SINGAPORE GOV'T	180,000.00	195,994.80	
	SINGAPORE GOV'T	110,000.00	120,599.60	
	SINGAPORE GOV'T	60,000.00	58,380.60	
	SINGAPORE GOV'T	320,000.00	325,670.40	
	SINGAPORE GOV'T	260,000.00	256,445.80	
	SINGAPORE GOV'T	80,000.00	76,427.20	
	SINGAPORE GOV'T	60,000.00	60,301.20	
シンガポールドル計	銘柄数：16	2,460,000.00	2,552,648.10	
	邦貨換算額		(169,751,098)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	
マレーシアリングット	MALAYSIAN GOV'T	760,000.00	769,515.20	
	MALAYSIAN GOV'T	680,000.00	691,226.80	
	MALAYSIAN GOV'T	90,000.00	89,631.90	

	MALAYSIAN GOV'T	730,000.00	740,621.50	
	MALAYSIAN GOV'T	1,350,000.00	1,332,328.50	
	MALAYSIAN GOV'T	300,000.00	303,582.00	
	MALAYSIAN GOV'T	860,000.00	860,980.40	
	MALAYSIAN GOV'T	830,000.00	874,811.70	
	MALAYSIAN GOV'T	400,000.00	399,032.00	
	MALAYSIAN GOV'T	130,000.00	135,799.30	
	MALAYSIAN GOV'T	650,000.00	663,565.50	
	MALAYSIAN GOV'T	480,000.00	475,972.80	
	MALAYSIAN GOV'T	650,000.00	657,962.50	
	MALAYSIAN GOV'T	530,000.00	593,117.70	
	MALAYSIAN GOV'T	500,000.00	508,195.00	
	MALAYSIAN GOV'T	230,000.00	198,837.30	
	MALAYSIAN GOV'T	240,000.00	257,481.60	
	マレーシアリングット計	銘柄数：17	9,410,000.00	9,552,661.70
		邦貨換算額		(271,582,172)
		組入時価比率：0.6%		0.6%
	小計			47,001,406,123
				(47,001,406,123)
	合計			47,001,406,123
				(47,001,406,123)

(注) 1. 小計欄及び合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

2. 組入時価比率は、純資産額に対する比率であります。その右の比率は、合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（金融商品に関する注記）」に記載しております。

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	期別	第7期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第8期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
	有価証券の評価基準 及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価に あたっては、親投資信託受益証 券の基準価額に基づいて評価し ております。

（追加情報）

第7期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第8期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
-	当計算期間より、「金融商品に関する会計基 準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10 日）及び「金融商品の時価等の開示に関する 適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平 成20年3月10日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	期別	第7期 [平成21年 3月31日現在]	第8期 [平成22年 3月31日現在]
	1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額		17,333,216,312円 3,529,952,167円 2,308,335,618円
2. 計算期間末日における受 益権の総数		18,554,832,861口	20,225,159,323口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	期別	第7期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第8期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
	分配金の計算過程		計算期間末における解約に伴う当 期純損失金額分配後の配当等収益 から費用を控除した額 (1,082,060,887円)、解約に伴う 当期純損失金額分配後の有価証券 売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(0円)、信 託約款に規定される収益調整金 (4,302,994,751円)及び分配準 備積立金(3,727,118,900円)よ り分配対象額9,112,174,538円 (1万口当り4,910円)でありま すが、分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

	第7期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第8期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 金融商品 に対する 取組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2. 金融商品 の内容及 びそのリ スク	-	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であり、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品 に係るリ スク管理 体制	-	委託会社においてはコンプライアンス委員会を設け、運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果を運用関連部署へフィードバックすることで、ファンドの健全な運用の実現に寄与しています。また、運用評価委員会を設け、運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与しています。

.金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額

第7期 〔平成21年3月31日現在〕	第8期 〔平成22年3月31日現在〕
-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

第7期 〔平成21年3月31日現在〕	第8期 〔平成22年3月31日現在〕
-	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

売買目的有価証券

種 類	第8期 〔平成22年3月31日現在〕
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	33,254,365
合 計	33,254,365

（注）時価の算定方法

「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

デリバティブ取引

第8期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第7期 〔平成21年3月31日現在〕	第8期 〔平成22年3月31日現在〕
-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第7期 〔平成21年3月31日現在〕	第8期 〔平成22年3月31日現在〕
-	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。満期のある有価証券はありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	第7期 〔平成21年3月31日現在〕	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	25,607,513,655	2,198,040,847
合 計	25,607,513,655	2,198,040,847

（デリバティブ取引等に関する注記）

第7期（自 平成20年4月1日 至 平成21年 3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第7期 [平成21年3月31日現在]		第8期 [平成22年3月31日現在]	
1口当たり純資産額	1,380円	1口当たり純資産額	1,378円5角
（1万口当たり純資産額	13,800円）	（1万口当たり純資産額	13,785円5角）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	パッシブ外国債券 マザーファンド	15,115,620,855	27,880,762,667	
合計		15,115,620,855	27,880,762,667	

親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年5月10日現在

資産総額	27,304,577,773円
負債総額	75,188,472円
純資産総額（ - ）	27,229,389,301円
発行済数量	20,253,709,955口
1万口当り純資産額（ / ）	13,444円

(参考情報)

パッシブ外国債券マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成22年5月10日現在

資産総額	45,999,998,682円
負債総額	58,766,267円
純資産総額（ - ）	45,941,232,415円
発行済数量	25,533,479,736口
1万口当り純資産額（ / ）	17,993円

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 平成14年4月1日～平成15年3月31日	2,008,948,713	6,926,847
第2期 平成15年4月1日～平成16年3月31日	3,205,278,383	156,992,318
第3期 平成16年4月1日～平成17年3月31日	4,715,429,748	278,341,069
第4期 平成17年4月1日～平成18年3月31日	4,710,549,396	1,085,615,389
第5期 平成18年4月1日～平成19年4月2日	3,692,686,604	1,385,802,534
第6期 平成19年4月3日～平成20年3月31日	3,542,785,649	1,628,784,024
第7期 平成20年4月1日～平成21年3月31日	3,529,952,167	2,308,335,618
第8期 平成21年4月1日～平成22年3月31日	3,143,532,053	1,473,205,591

(注)本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

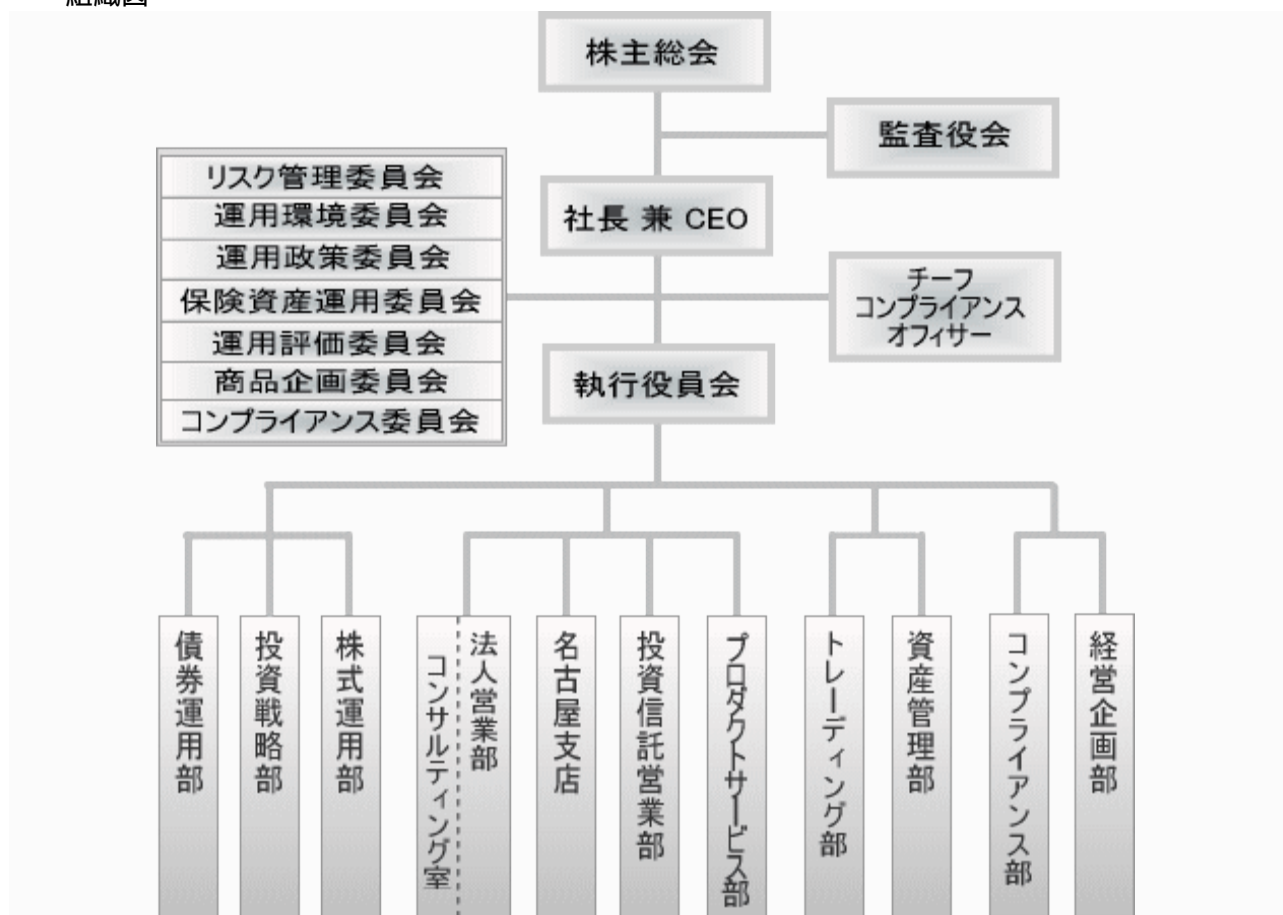
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 : 600百万円
 会社が発行する株式総数 : 32,000株
 発行済株式総数 : 12,000株
 最近5年間における資本金の増減は、ありません。

(2) 委託会社の機構 組織図



* 組織図は平成22年6月1日現在であり、今後変更になることがあります

会社の意思決定機構

委託会社は、取締役全員をもって組織する取締役会により運営されます。

取締役および監査役は、株主総会において選任されます。取締役会は、会社の業務執行に関する重要事項を決議し、取締役の業務執行について監督します。取締役会の議事の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

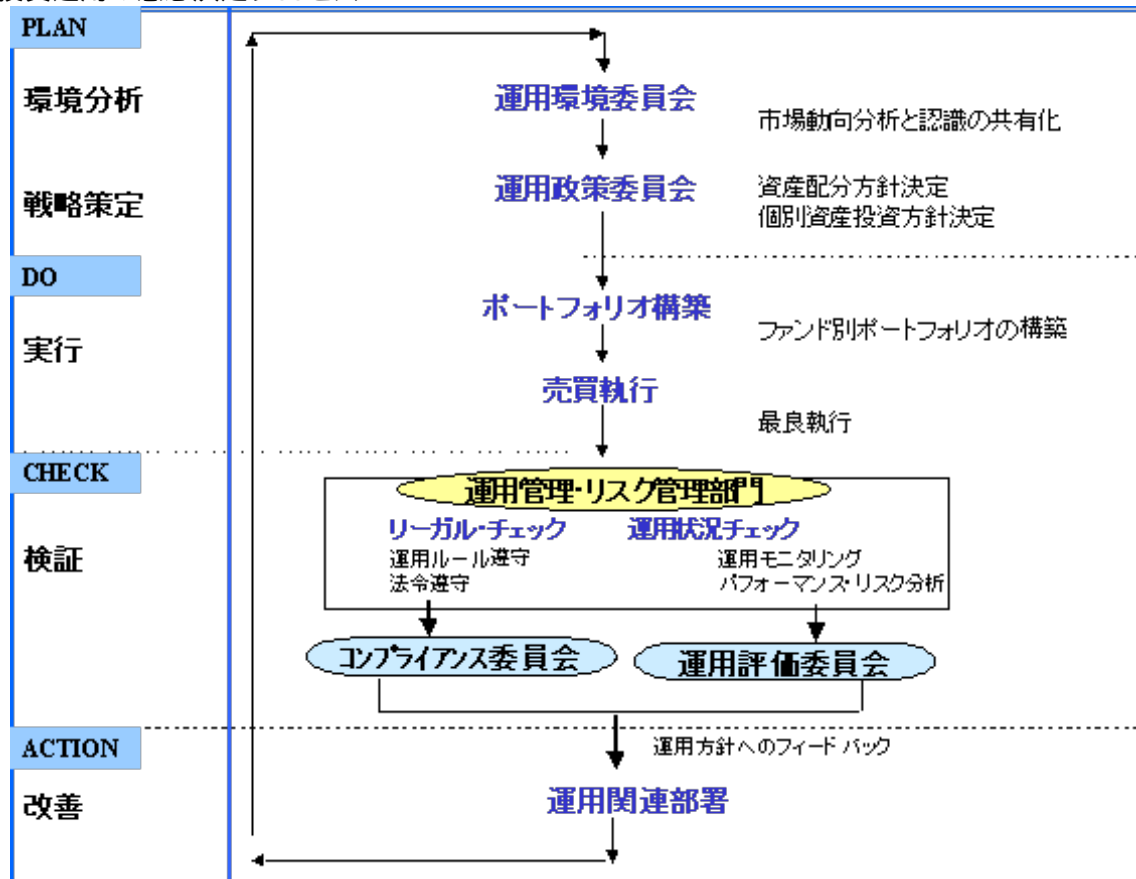
定例取締役会は原則として毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時、開催します。取締役会は取締役社長が招集します。

招集権者でない取締役が取締役会開催の必要を認めるときは、招集権者たる取締役に対し、会議の目的とすべき事項およびその審議を必要とする事由を書面にて通知し、取締役会の招集を請求することができます。

監査役は、取締役会に出席し、必要ありと認めるときは意見を述べなければなりません。

執行役員は取締役会の決議により選任され、当社の特定部門の業務執行を統括します。

投資運用の意思決定プロセス



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を主として行なっており、「金融商品取引法」に定める投資助言業務も行っています。また、第二種金融商品取引業者の登録を受けています。

平成22年5月10日現在の委託会社の運用する証券投資信託は計32本であり、純資産総額は528,188百万円（親投資信託を除きます。）です。

平成22年5月10日現在

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	4	259,011
追加型株式投資信託	28	269,177

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第20期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第20期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		

現金・預金		128,706		357,493
有価証券		1,048,835		771,553
前払費用		20,137		24,628
未収委託者報酬		583,566		316,268
未収運用受託報酬		-		55,384
未収収益		91,671		-
未収還付法人税等		-		45,036
繰延税金資産		33,818		23,160
流動資産合計		1,906,733		1,593,521
固定資産				
有形固定資産				
建物	*1	31,171	*1	27,143
器具備品	*1	18,156	*1	16,225
有形固定資産合計		49,327		43,368
無形固定資産				
商標権		92		60
ソフトウェア		57,376		38,719
電話加入権		1,283		1,283
無形固定資産合計		58,752		40,063
投資その他の資産				
投資有価証券		738		444
長期前払費用		110		79
長期差入保証金		74,416		74,116
長期預け金		622		618
繰延税金資産		17,751		25,407
投資その他の資産合計		93,637		100,663

固定資産合計	201,716	184,094
資産合計	2,108,448	1,777,615

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	7,742	5,235
未払代行手数料	310,421	165,641
その他未払金	522	599
未払費用	103,770	63,076
未払法人税等	83,391	-
未払消費税等	13,332	366
賞与引当金	48,000	48,000
流動負債合計	567,178	282,917
固定負債		
退職給付引当金	41,594	61,169
固定負債合計	41,594	61,169
負債合計	608,772	344,085
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金	6,000	20,200
その他利益剰余金		

別途積立金	109,000	109,000
繰越利益剰余金	784,831	704,330
利益剰余金合計	899,831	833,530
株主資本合計	1,499,831	1,433,530
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	156	-
評価・換算差額等合計	156	-
純資産合計	1,499,676	1,433,530
負債・純資産合計	2,108,448	1,777,615

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,960,347	1,500,923

投資顧問料	*1	892,087	-
運用受託報酬		-	224,001
投資助言報酬		-	*1 569,156
その他営業収益		476	95
営業収益合計		2,852,910	2,294,175
営業費用			
支払手数料		918,907	677,953
公告費		7,133	-
広告費		-	4,886
受益証券発行費		38,369	-
調査費		116,999	132,912
委託調査費		164,741	107,143
委託計算費		51,142	45,279
営業雑経費			
通信費		8,399	8,072
印刷費		6,592	43,887
協会費		4,011	4,050
諸会費		414	549
その他営業雑経費		2,091	3,628
営業費用合計		1,318,798	1,028,358
一般管理費			
給料			
役員報酬		83,048	70,127
給料・手当	*1	416,837	*1 487,574
賞与	*1	113,872	*1 122,997
賞与引当金繰入		48,000	48,000

福利厚生費		71,911		80,632
交際費		678		1,248
旅費交通費		18,526		20,164
租税公課		19,942		17,777
不動産賃借料		99,280		100,278
退職給付費用	*1	21,047	*1	31,476
固定資産減価償却費		34,847		35,240
支払手数料		47,816		65,465
諸経費		37,737		35,699
一般管理費合計		1,013,539		1,116,678
営業利益		520,573		149,139
営業外収益				
受取利息		184		198
有価証券利息		3,405		3,398
為替差益		63		22
その他営業外収益		372		494
営業外収益合計		4,024		4,112
営業外費用				
雑損失		5,631		656
営業外費用合計		5,631		656
経常利益		518,966		152,595
特別損失				
役員退職慰労金		28,000		22,000
固定資産除却損	*2	292	*2	584
投資有価証券評価損		-		556

業法上の負担額	*3	9,964	*3	66
特別損失合計		38,256		23,206
税引前当期純利益		480,710		129,389
法人税、住民税及び事業税		191,618		50,795
法人税等調整額		4,980		2,896
法人税等合計		196,598		53,691
当期純利益		284,112		75,698

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	600,000	600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	6,000
当期変動額		
利益準備金の積立	6,000	14,200
当期変動額合計	6,000	14,200
当期末残高	6,000	20,200
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	109,000	109,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	109,000	109,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	566,719	784,831

当期変動額		
利益準備金の積立	6,000	14,200
剰余金の配当	60,000	142,000
当期純利益	284,112	75,698
当期変動額合計	218,112	80,502
当期末残高	784,831	704,330
利益剰余金合計		
前期末残高	675,719	899,831
当期変動額		
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	60,000	142,000
当期純利益	284,112	75,698
当期変動額合計	224,112	66,302
当期末残高	899,831	833,530
株主資本合計		
前期末残高	1,275,719	1,499,831
当期変動額		
剰余金の配当	60,000	142,000
当期純利益	284,112	75,698
当期変動額合計	224,112	66,302
当期末残高	1,499,831	1,433,530
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	156
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	156
当期変動額合計	156	156

当期末残高	156	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	156
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	156
当期変動額合計	156	156
当期末残高	156	-
純資産合計		
前期末残高	1,275,719	1,499,676
当期変動額		
剰余金の配当	60,000	142,000
当期純利益	284,112	75,698
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	156
当期変動額合計	223,957	66,146
当期末残高	1,499,676	1,433,530

重要な会計方針

期別 項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>其他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額の全額を計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p style="text-align: center;">同 左</p>

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。	—

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
—	(投資顧問料の表示方法の変更) 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」および投資顧問(助言)契約に係る報酬である「投資助言報酬」に別掲しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は278,250千円、「投資助言報酬」は613,837千円でありませ

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	53,715千円	建物	57,743千円
器具備品	62,231千円	器具備品	61,323千円
計	115,945千円	計	119,066千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
*1 関係会社との取引額		*1 関係会社との取引額	
投資顧問料	613,837千円	投資助言報酬	569,156千円
給料・手当	73,890千円	給料・手当	88,810千円
賞与	22,240千円	賞与	25,805千円
退職給付費用	4,525千円	退職給付費用	4,135千円
*2 固定資産除却損は、器具備品292千円でありま す。		*2 固定資産除却損は、器具備品584千円でありま す。	
*3 業法上の負担額 業法上の負担額は、旧「有価証券に係る投資顧問 業の規制等に関する法律」第30条の4第1項第4号 括弧書きおよび改正前の「投資信託及び投資法人 に関する法律」第33条の2(「金融商品取引法」第 42条の2第6号括弧書き)による負担額であります。		*3 業法上の負担額 業法上の負担額は、金融商品取引法第42条の2第6 号括弧書きによる負担額であります。	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	60,000	5,000	平成19年 3月31日	平成19年 7月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,760	4,730	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
リース取引を行っておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。	該当事項はありません

(有価証券関係)

前事業年度（平成20年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

内容	取得原価	貸借対照表計上額	差額
追加型株式投資信託	1,000	738	262
合計	1,000	738	262

時価評価されていないその他有価証券

(単位：千円)

内容	貸借対照表計上額

追加型公社債投資信託（日々決算）	1,048,835
合計	1,048,835

当事業年度（平成21年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

内容	取得原価	貸借対照表計上額	差額
追加型株式投資信託	444	444	
合計	444	444	

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損556千円を計上しております。

時価評価されていないその他有価証券

（単位：千円）

内容	貸借対照表計上額
追加型公社債投資信託（日々決算）	771,553
合計	771,553

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 当社は平成16年5月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table data-bbox="264 454 824 518"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>41,594千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>41,594千円</td> </tr> </table> <p>確定拠出年金制度への移換額は、6,373千円であり、当事業年度末時点ですべて移換が完了しています。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table data-bbox="264 710 824 774"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>21,047千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>21,047千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	41,594千円	(2)退職給付引当金	41,594千円	(1)勤務費用(注)	21,047千円	(2)退職給付費用	21,047千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table data-bbox="880 454 1440 518"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>61,169千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>61,169千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table data-bbox="880 678 1440 742"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>31,476千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>31,476千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	61,169千円	(2)退職給付引当金	61,169千円	(1)勤務費用(注)	31,476千円	(2)退職給付費用	31,476千円
(1)退職給付債務	41,594千円																
(2)退職給付引当金	41,594千円																
(1)勤務費用(注)	21,047千円																
(2)退職給付費用	21,047千円																
(1)退職給付債務	61,169千円																
(2)退職給付引当金	61,169千円																
(1)勤務費用(注)	31,476千円																
(2)退職給付費用	31,476千円																

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払事業税</td><td style="text-align: right;">6,893</td></tr> <tr><td> 少額固定資産</td><td></td></tr> <tr><td> 賞与引当金超過額</td><td></td></tr> <tr><td> 未払費用</td><td></td></tr> <tr><td> 退職給付引当金超過額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td style="border-top: 1px solid black;"></td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> 繰延税金負債計</td><td style="border-top: 1px solid black;"></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;"></td></tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	6,893	少額固定資産		賞与引当金超過額		未払費用		退職給付引当金超過額		その他		繰延税金資産計		繰延税金負債		繰延税金負債計		繰延税金資産の純額		<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 少額固定資産</td><td style="text-align: right;">982</td></tr> <tr><td> 賞与引当金超過額</td><td style="text-align: right;">19,531</td></tr> <tr><td> 未払費用</td><td style="text-align: right;">4,962</td></tr> <tr><td> 退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">24,889</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">16,925</td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">51,131</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">569</td></tr> <tr><td> 未収還付事業税</td><td style="text-align: right;">2,564</td></tr> <tr><td> 繰延税金負債計</td><td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">2,564</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black; text-align: right;">48,567</td></tr> </table>	繰延税金資産		少額固定資産	982	賞与引当金超過額	19,531	未払費用	4,962	退職給付引当金超過額	24,889	その他	16,925	繰延税金資産計	51,131	繰延税金負債	569	未収還付事業税	2,564	繰延税金負債計	2,564	繰延税金資産の純額	48,567
繰延税金資産																																													
未払事業税	6,893																																												
少額固定資産																																													
賞与引当金超過額																																													
未払費用																																													
退職給付引当金超過額																																													
その他																																													
繰延税金資産計																																													
繰延税金負債																																													
繰延税金負債計																																													
繰延税金資産の純額																																													
繰延税金資産																																													
少額固定資産	982																																												
賞与引当金超過額	19,531																																												
未払費用	4,962																																												
退職給付引当金超過額	24,889																																												
その他	16,925																																												
繰延税金資産計	51,131																																												
繰延税金負債	569																																												
未収還付事業税	2,564																																												
繰延税金負債計	2,564																																												
繰延税金資産の純額	48,567																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五 以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																												

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	あいおい損害保険㈱	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	常勤役員 1名 非常勤役員 1名	投資顧問契約	投資顧問料 (注1)	613,837	—	—
								出向者人件費 (注2)	100,656	—	—

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

(注2) 出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	トヨタファイナンスサービス証券(株)	愛知県名古屋市中区	7,500 百万円	証券業	—	非常勤役員 1名	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金又は償還金の支払委託及びそれらに係る代行手数料の支払 (注1)	278,375	未払代 hands 手数料	57,791

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より「関係当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第13号平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区	100,005百万円	損害保険業	(被所有)直接50%	投資顧問契約	投資助言報酬(注1)	569,156	—	—
						役員の兼任	出向者人件費(注2)	96,341	—	—

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

(注2) 出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	トヨタファイナンシャルサービス証券(株)	愛知県名古屋市中区	7,500百万円	証券業	—	投資信託受益証券の募集販売 役員の兼任	信託約款に定める受益者に対する収益分配金又は償還金の支払委託及びそれらに係る代行手数料の支払 (注1)	211,868	未払代 手数料	30,091

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
---	---

<p>1株当たり純資産額 124,972.99円 1株当たり当期純利益 23,676.02円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 284,112千円 普通株式に係る当期純利益 284,112千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 12,000株</p>	<p>1株当たり純資産額 119,460.80円 1株当たり当期純利益 6,308.19円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 75,698千円 普通株式に係る当期純利益 75,698千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 12,000株</p>
--	---

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		350,338
有価証券		772,034
前払費用		31,658
未収委託者報酬		433,753
未収運用受託報酬		56,954
繰延税金資産		34,026
流動資産合計		1,678,762
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	25,411
器具備品	*1	13,068
有形固定資産合計		38,479
無形固定資産		
商標権		45
ソフトウェア		28,081
電話加入権		1,283
無形固定資産合計		29,409
投資その他の資産		
投資有価証券		553
長期前払費用		63
長期差入保証金		74,116
長期預け金		613
繰延税金資産		28,614
投資その他の資産合計		103,958
固定資産合計		171,846
資産合計		1,850,608

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	5,980
未払代行手数料	228,121
その他未払金	614
未払費用	70,109
未払法人税等	27,828
未払消費税等	*2 8,191
賞与引当金	48,000
流動負債合計	388,843
固定負債	
退職給付引当金	69,415
固定負債合計	69,415
負債合計	458,258
純資産の部	
株主資本	
資本金	600,000
利益剰余金	
利益準備金	25,876
その他利益剰余金	
別途積立金	109,000
繰越利益剰余金	657,410
利益剰余金合計	792,286
株主資本合計	1,392,286
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	65
評価・換算差額等合計	65
純資産合計	1,392,351
負債・純資産合計	1,850,608

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		675,085
運用受託報酬		99,756
投資助言報酬		283,848
その他営業収益		95
営業収益合計		1,058,785
営業費用		
支払手数料		305,975
広告宣伝費		3,550
調査費		68,576
委託調査費		42,012
委託計算費		21,748
営業雑経費		
通信費		3,829
印刷費		22,231
協会費		1,913
諸会費		638
その他営業雑経費		710
営業費用合計		471,182
一般管理費		
給料		
役員報酬		29,889
給料・手当		264,300
賞与		40,879
賞与引当金繰入		48,000
福利厚生費		43,191
交際費		406
旅費交通費		7,421
租税公課		3,603
不動産賃借料		49,565
退職給付費用		14,027
固定資産減価償却費	*1	16,836

業務委託費		27,485
諸経費		17,363
一般管理費合計		562,966
営業利益		24,637
営業外収益		
受取利息		26
有価証券利息		600
還付加算金		1,386
その他営業外収益		292
営業外収益合計		2,305
営業外費用		
雑損失		283
営業外費用合計		283
経常利益		26,658
特別損失		
固定資産除却損	*2	26
特別損失合計		26
税引前中間純利益		26,632
法人税、住民税及び事業税		25,233
法人税等調整額		14,117
法人税等合計		11,116
中間純利益		15,516

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	600,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	600,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	20,200
当中間期変動額	
利益準備金の積立	5,676
当中間期変動額合計	5,676
当中間期末残高	25,876
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	109,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	109,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	704,330
当中間期変動額	
利益準備金の積立	5,676
剰余金の配当	56,760
中間純利益	15,516
当中間期変動額合計	46,920
当中間期末残高	657,410
利益剰余金合計	
前期末残高	833,530
当中間期変動額	
剰余金の配当	56,760
中間純利益	15,516
当中間期変動額合計	41,244
当中間期末残高	792,286
株主資本合計	

前期末残高	1,433,530
当中間期変動額	
剰余金の配当	56,760
中間純利益	15,516
当中間期変動額合計	41,244
当中間期末残高	1,392,286
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	65
当中間期変動額合計	65
当中間期末残高	65
評価・換算差額等合計	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	65
当中間期変動額合計	65
当中間期末残高	65
純資産合計	
前期末残高	1,433,530
当中間期変動額	
剰余金の配当	56,760
中間純利益	15,516
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	65
当中間期変動額合計	41,179
当中間期末残高	1,392,351

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別 項 目	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額に基づき、中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	59,475千円
器具備品	64,273千円
計	123,748千円
*2 消費税等の取扱い 仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、流動負債に表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	4,862千円
無形固定資産	11,974千円
*2 固定資産除却損は、器具備品26千円であります。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発効日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	56,760	4,730	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年 9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

内容	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
追加型株式投資信託	444	553	109
合計	444	553	109

2. 時価評価されていないその他有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(千円)
追加型公社債投資信託（日々決算）	772,034
合計	772,034

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 （平成21年 9月30日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

1 株当たり純資産額	116,029.21円
1 株当たり中間純利益	1,293.04円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載していません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	15,516千円
普通株式に係る中間純利益	15,516千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	12,000株

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

平成15年8月11日付けで、定款の一部変更を決議し、当社の事業の目的として「年金等の有価証券に係る資産の運用、評価及び管理に関する情報提供並びにコンサルティングに係る業務」を追加いたしました。

平成18年6月30日付けで、会社法および関係法令の施行にともない、定款に、「機関の設置」、「株券の発行」、「取締役会の書面決議」などの条文を新設しました。その他、会社法の引用条文の変更と用語の整合性を図るため、また会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正など全般について所要の変更を行ないました。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると判断する事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

a. 資本金の額

324,279百万円（平成21年9月末現在）

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：

原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

a. 資本金の額

324,279百万円（平成21年9月末現在）

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

あいおい損害保険株式会社

a. 資本金の額

100,005百万円（平成21年9月末現在）

b. 事業の内容

保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

株式会社 北陸銀行

a. 資本金の額

140,409百万円（平成21年9月末現在）

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

三井住友海上火災保険株式会社

a. 資本金の額

139,595百万円（平成21年9月末現在）

b. 事業の内容

保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

株式会社 みずほコーポレート銀行

a. 資本金の額

1,404,065百万円（平成21年9月末現在）

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 信託財産の保管・管理
- b. 信託財産の計算
- c. その他上記の業務に付随する業務

(2)「販売会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 募集・販売の取扱い
- b. 受益者に対する一部解約事務
- c. 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- d. 受益者に対する収益分配金の再投資
- e. その他上記の業務に付随する業務

3【資本関係】

販売会社である、あいおい損害保険株式会社は、委託会社の株式を6000株（発行済株式総数に対する比率は50%です。）を保有しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙ないし裏面に委託会社の名称およびロゴ・マーク、図案、写真等を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また、表紙裏に金融商品販売法に係る重要事項、税法が改正された場合に税率が変更される旨を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」等として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の冒頭に投資信託の基本用語についての説明や後半部に用語集および約款を添付することがあります。
- (4) 交付目論見書の後半部に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況 5 運用状況」についての情報の一部をグラフ化し、交付目論見書中に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

?

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタアセットDC外国債券インデックスファンドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットDC外国債券インデックスファンドの平成21年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

トヨタアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタアセットDC外国債券インデックスファンドの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットDC外国債券インデックスファンドの平成22年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。